

43 医科大学等設置に関する要望一覧

番号	要 望 要 旨	要望年月日	要 望 者	要 望 先
1	国立旭川大学設立について（趣意書）	42. 7.22	旭川市（北海道議会議長）	文部大臣
2	北海道の国立医科大学新設について（要望書）	44. 8.	北海道知事	〃
3	46年度予算に国立医科大学設置調査費の計上について（陳情書）	45. 9. 9	北海道知事	文部大臣 大学学術局長
4	北海道に国立医科大学の新設について（要望書）	45.10.14	北海道開発事務次官	文部事務次官
5	道東地方への国立医科大学設置について（要望書）	45. 9.26	道東町村長会長	文部省
6	釧路市への道東国立医科大学設置について（要望書）	46. 5.20	釧路市長他	文部大臣（兩次官、局長）
7	釧路市への国立医科大学設置について（要望書）	46. 7. 8	釧路市議会議長	〃
8	釧路市への国立医科大学設置について（要望書）	46. 5.12	国立釧路医科大学誘致期成会長（釧路市長）他	〃
9	旭川市への医学部を含む国立旭川大学新設について（陳情書）	44. 6.11	旭川大学設立期成会	文部大臣
10	旭川市への国立医科大学設置について（陳情書）	45. 6.	〃	〃
11	深川市の国立医科大学設置について（陳情書）	46. 5.29	深川市長他	文部大臣
12	深川市の国立医科大学設置について（陳情書）	46. 6.30	深川市国立医科大学誘致期成会	文部大臣
13	同上	46. 7.20	〃	大学病院課長
14	道東地域への国立医科大学設置について（陳情書）	—	十勝総合開発促進期成会	大学学術局長
15	函館市への医科大学設置について（要望電報）	44. 6.10	函館商工会議所会頭	文部大臣
16	山形大学の医学部、北海道への国立医科大学設置について（要望書）	46. 5.15	東北7県北海道知事会議長	大学学術局長
17	旭川市への国立医科大学設置について（要望書）	46. 7.28	旭川大学設立期成会	文部大臣
18	旭川市への国立医科大学設置について（陳情書）	46. 8.21	旭川大学設立期成会	〃
19	旭川市への国立医科大学設置について（要望書）	46. 8.30	旭川大学設立期成会長	〃
20	旭川市への国立医科大学設置について（要望電報）	46. 8.20	北海道国民健康保険組合連合会	大臣、政務・事務次官、局長
21	旭川市への国立医科大学設置について（要望書）	46. 8.30	旭川市議会議長	文部大臣
22	旭川市の国立医科大学設置について（陳情書）	46. 9. 3	北海道国民健康保険団体連合会	大臣、政務・事務次官、官房長、局長
23	旭川市への国立医科大学設置の割設準備費の47年度予算計上について（要望電報）	46. 9. 4	北海道市長会長	大臣、政務・事務次官、局長
24	旭川市への国立医科大学設置について（要望書）	46. 9.16	国立医科大学北海道誘致期成会長	文部大臣
25	旭川市への国立医科大学設置について（要望書）	46. 9.16	北海道市長会長	〃
26	旭川市への国立医科大学設置について（要望書）	46. 9.16	北海道市議会議長会長	〃
27	北海道の国立医科大学設置について（要望電報）	46.11.11	北海道知事	大臣、政務・事務次官、審議官
28	北海道の国立医科大学設置について（要望書）	46.11.24	北海道市長会長	文部大臣
29	同上	46.12.	国立医科大学北海道誘致期成会	〃
30	旭川医大の48年度開校について（要望書）	47. 8.	国立医科大学北海道誘致期成会長 旭川医科大学開設促進期成会長	〃
31	同上	47.10.28	北海道議会議長	文部大臣
32	同上	48. 4.21	北海道知事	大臣、政務・事務次官

44 看護婦の確保計画（昭和48年～50年度）

区 分	公 立			私 立			計			備 考		
	看護婦人	准看護婦人	計人	看護婦人	准看護婦人	計人	看護婦人	准看護婦人	計人			
昭和48年度	新 設	(3) 140	(5) 200	(8) 340	(2) 55	—	(2) 55	(5) 195	(5) 200	(10) 395	10施設	1.道立旭川高看 0→80 8.赤平高校専攻科 0→40 2.道立釧路高看 0→30 9.芦別高校専攻科 0→40 3.名寄市立高看 0→30 10.富良野高校専攻科 0→40 4.函館渡辺病院高看 0→25 11.函館厚生病院高看 30→35 5.浦河日赤病院高看 0→30 12.室蘭市立病院高看 20→25 6.札幌高校専攻科 0→40 13.函館厚生病院准看 20→25 7.岩見沢高校専攻科 0→40 14.道立江差准看 20→40
	定員増	(1) 5	(1) 20	(2) 25	(1) 5	(1) 5	(2) 10	(2) 10	(2) 25	(4) 35	4施設	
	計	(4) 145	(6) 220	(10) 365	(3) 60	(1) 5	(4) 65	(7) 205	(7) 225	(14) 430	14施設	
昭和49年度	新 設	(3) 140	(2) 40	(5) 180	—	—	—	(3) 140	(2) 40	(5) 180	5施設	1.道立紋別高看 0→30 2.道立羽幌高看 0→30 3.道立小児保健センター高看 0→80 4.道立衛生学院看護科 50→100 5.中標津町立准看 0→20 6.長沼町立准看 0→20
	定員増	(1) 50	—	(1) 50	—	—	—	(1) 50	—	(1) 50	1施設	
	計	(4) 190	(2) 40	(6) 230	—	—	—	(4) 190	(2) 40	(6) 230	6施設	
昭和50年度	新 設	—	—	—	(1) 20	—	(1) 20	(1) 20	—	(1) 20	1施設	1.函館社協高看 0→20 2.北見日赤高看 20→30
	定員増	—	—	—	(1) 10	—	(1) 10	(1) 10	—	(1) 10	1施設	
	計	—	—	—	(2) 30	—	(2) 30	(2) 30	—	(2) 30	2施設	
計	新 設	(6) 280	(7) 240	(13) 520	(3) 75	—	(3) 75	(9) 355	(7) 240	(16) 595	16施設	{ 公立高看6施設、公立准看7施設 私立高看3施設
	定員増	(2) 55	(1) 20	(3) 75	(2) 15	(1) 5	(3) 20	(4) 70	(2) 25	(6) 95	6施設	{ 公立高看2施設、公立准看1施設 私立高看2施設、私立准看1施設
	計	(8) 335	(8) 260	(16) 595	(5) 90	(1) 5	(6) 95	(13) 425	(9) 265	(22) 690	22施設	{ 公立高看8施設、公立准看8施設 私立高看5施設、私立准看1施設
摘 要	※上記( )内は施設数											
	1.道内看護婦養成施設数等(47.4.1現在)は(A)欄											
	2.増加計画完了時における道内看護婦養成施設数等は(B)欄											
	区 分	国立(A)	公立(A)	私立(A)	計(A)	国立(B)	公立(B)	私立(B)	計(B)	計(B-A)		
看護婦	施設数 7	239	16 515	13 425	36 1,179	7 239	22 850	16 515	45 1,604	9 425		
准看護婦	施設数 7	175	12 350	34 1,183	53 1,708	7 175	19 610	34 1,188	60 1,973	7 265		
計	施設数 14	414	28 865	47 1,608	89 2,887	14 414	41 1,460	50 1,703	105 3,577	16 690		

#### 45 第1回入学式学長式辞

皆さんおめでとうございます。晴れて旭川医科大学に入学できたことを心からお祝い申し上げます。今日は旭川としては珍しいよいお天気で、これは皆さんの喜びを祝ってくれている天候のように私ども受取っております。

皆さんは今、入学の喜びと希望に燃えて胸を膨らませていることと思います。どうぞその感激を将来忘れることなく、人生の道へ進んで行っていただきたいと思うのであります。皆さんは医科大学の大学生になりました。高校時代とちがって一個の人格ある人間として、あるいは社会人として踏み出したといってもよいのであって、したがって皆さんは自信と誇りとそれに責任をもって行動をとらなければならないと考えるのであります。大学とは何をするとするか、もう皆さんはご存知だと思います。大学には学問研究の自由があり、思想の自由があり、言論の自由があり、そのために大学には自治があるのであります。われわれは大学の自治を守り、自由に研究をし自由に述べあってそして学問を進めて行く、これがわれわれの使命であります。しかし自由とは何か。諸君は学生である前に、すでに社会人であります。わが国は申すまでもなく法治の国であり、したがってわれわれの生活あるいは行動はすべて憲法によって守られ、あるいは法律によって規制され、一定の秩序が保たれているのであります。大学もちろん自治ではあるが、決して治外法権の場ではないのであります。大学も憲法あるいは法律の中にあつてそこに大学の一つの規則があるのであります。大学も一つの組織体でありますから、お互いが行動しあるいは考え、あるいは研究するような場合においても、当然その規制の中でわれわれは行動しなければならないのであります。自由というのは好き勝手なことをしてよいということではないのであって、もし好き勝手なことをすることがあるとすれば、それは他人の、あるいは大学の他の人の自由に影響を与えることであり、大学が自由に研究でき、思想も言論も行動も自由であるということは、すべてこれはそれぞれが他人の自由を尊重し、平等にこれを守らなければならないということであります。そういうことを十分に念頭に置いて、大学の自治、自由を考えていただきたいのであります。大学は組織体でありますから、そこに学ぶ者も職を奉ずる者も、それぞれの立場、それぞれの能力に応じた義務と責任があります。それを十分わきまえて、大学生としての本分を守って毎日の生活をしていただかなくてはならないのであります。

旭川医科大学は戦後初めての国立の医科大学であります。したがってわれわれはこの大学をつくる場合に、過去の大学において非常によく発展しましたことはこれをとり入れ、しかしもしも過去の大学の場において不都合でありあるいは矛盾であるということはぜひ避けて新しい大学は踏み出さなくてはならないと考えて、大学の構想を立てたわけであります。私共は一般教育と専門教育の相互連携を密にとり、有機的にこれを連係いたしまして6年間一貫教育をするということを、大学の教育理念と考えているのであります。したがって従来の国立大学において見られる進学課程、それに引き続いて医学部4年といったそういう制度ではなくて、6年間一貫した教育をしようと考えておりますので、皆さんもそれに乗っていただかなくてはなりません。では有機的に連係をとって行なう教育とはどんなことをするのか、詳しくはそのうちガイダンスその他でお話を聞くと思いますが、その概括を申しあげますと、従来は進学課程2年を終えてから専門課程に入るという制度であったのであります。進学課程つまり一般教養を受ける段階において専門課程の、あるしかも無理でない科目を皆さんに学習していただくというのであります。たとえば専門課程における解剖学あるいは生理学、あるいは生化学といったような学問は、皆さんが大学に入った段階において修得していただいても、決して無理ではないのであります。そういうものを一日も早く勉強していただいて、一日も早く自分は医学生であるという自覚を持っていただきたいと考えているのであります。6年間いろいろな段階をふんだ教育が行なわれます。しかもこれは一貫した教育体系でなくてはなりません。そういう体制をとほうとわれわれは考えているのであります。医学は日進月歩であり、

今日非常に進歩しております。また非常に細分化しております。専門も非常に奥深くなっていて、もしその専門一つにかかわっておりますと全体を見失うことさえあるくらい進んでおります。しかし教育の場におきましては、そういう細分化した専門教育の基本的なものを皆さんに学習していただき、同時に総合的に医学を考えまた学習して、分化と総合を十分わきまえて卒業するまで勉強していただかなければならないと考えているのであります。

また皆さんは医学的知識を修得するばかりでなく、患者に接する臨床医学、あるいは臨床実習ということをも身につけてはなりません。それは医術の修得、修練であります。これを十分に行なうためにはいろいろなことを考えなくてはなりません。それにつきましては従来行なわれた医術修得、修練のそのいいところをとって皆さんに修得してもらおうと考えておるわけですが、新しい医科大学におきましては、関連教育病院制度という一つの制度がとられることになりました。具体的に旭川については、市立旭川病院が関連教育病院となるのでありまして、皆さんは大学附属病院において臨床実習指導を受けると同時に、市立旭川病院に行つて実際に社会の医療の先端、第一線でまた修得するということになるのであります。

医学は単に学問を修得する、進んだ医学の知識を修得する、また医術を修得するというだけではありません。もっと根本的に大事なことは、医師になるためには人格形成がなされなければならないのであります。したがって大学では皆さんに、人格形成に重点を置いて社会に信頼される立派な医者になっていただくような教育をすることを考えなければならないし、またそういう計画の下に教育を進めて行く考えであります。良医とは何か。良医とは申すまでもなく高潔な人格を持った人であり、公正で寛大であるということでもあります。そういう人間に皆さんになっていただかなければならないと考えるのであります。大学はまた、単に教育だけの場ではなく研究の場でもあります。これについては皆さんにそのうちに話す機会があると思いますが、研究体制も新しい大学として新しい考え方で進めて行きたいと考えておるのであります。

さて皆さんはきわめて異例な入学であります。本来なら4月あるいは5月から入学をし、余裕のある勉強をするべきはずであったのが、諸般の事情によりまして11月入学といった異例な入学になったわけでありまして。したがって皆さんは本来6年の教育を受けて医師になるところを、少なくとも半年は短縮された恰好になるわけですから、必ずどこかで無理がかかるわけでありまして。皆さんに覚悟していただいたのは、これを克服していただきたいということでもあります。社会は皆さんに一日も早く医者になっていただきたいと期待し、また念願しております。その場合にもその半年が大きな影響となって皆さんが水準の低い医者になるとしたら、これはまことに社会に対しましても申しわけないことでもあります。半年という期間は皆さんのやりようによっては、これを克服して立派な医者になり得る期間でございます。卒業する段階において、皆さんは社会に心配とか不安とか疑惑とかというようなものなしに卒業していただけると私は信じます。

皆さんは旭川医科大学の第1期生であります。今日この日から旭川医科大学の歴史が始まるのであります。その歴史の第1頁を皆さんが飾るのであります。もし皆さんがこの歴史を汚すようなことがあれば、大学としても皆さんとしても、千載に悔を残すことにならうかと思ひます。どうぞそれを十分にお考えおきいただきまして、第1期生であるという誇りと自信と、そしてまたやりぬくという精神で進んで行つていただきたいと思ひのであります。大学は長い期間の中に伝統が築かれ、また一つの学風が培われて行くのであります。その芽を皆さんがこれから出しました育てて行かなければならないのでありまして、この点も十分に考えていただきたいと思ひのであります。旭川医科大学は社会の要請にもとづいてできたのであります。大学というものは決して自然発生的にできるのではなく、つねに時代と社会の要請によって大学はできます。したがって大学はその時代と社会の要請に応えなければなりません。その時代と社会に応えるというのは医科大学におきましてはよい医者をつくつて、皆さん自身もよい医者になって、そして社会に出て医療の向上に貢献するということが、社会に応える道であります。このことを十分に考慮して、日日の勉強につとめていただき

たいのであります。

今日は非常に古い建物の中で入学式をやることになったわけですが、これには理由があるのであって、われわれの大学はこれから建物が建設されるのであります。そしてそのできる場所は広大な大自然に恵まれた環境で、他に類のない見ることのできないところであります。皆さんはそのような環境の中で、自然に親しみ自然の中から何かを汲みとっていただき、その中で育って大らかな純朴な学生として崇高かつ純粋な人物となって、それが将来の医者としての皆さんの人間像につながっていただきたいと思うのであります。環境は人間の考えや生活を支配します。旭川医科大学のあるあのキャンパスは、そういう意味ですばらしいところであると私は信じ、皆さんに対して大きな声でそれがいえると思うのであります。人間は日日いろいろと考え、また習練しなければなりません、だからといって学生生活というものをあまり苦しい修練の場と考えてはいけません。皆さんはこれからクラブ活動もできるでしょうし、大学時代に楽しい、内容豊富な充実した学生生活を送っていただきたいと思うのであります。

最後に過半数の諸君は本州からおいでになったのであります。受験の時に旭川に来て気候その他予想もしなかった思いを持った人もあるかも知れません。しかしその諸君もこれから6年間、いやでもおうでもこの旭川の土地に住むわけです。健康には十分注意して自分の志を貫徹し、立派な医者になっていただきたいと思うのであります。最近新聞でもご承知のようにインフルエンザが流行しているようですからそれにも十分注意して、折角入った大学で軌道はずれるようなことなく、途中で挫折するようなことなく、6年間を立派に過ごしてよい医者になっていただきたいのであります。私は心から皆さんの成功を祈りまして、あいさつの言葉といたす次第であります。(昭和48年11月5日)

#### 46 国立旭川医科大学開学記念祝典（式辞・あいさつ・祝辞・謝辞）

##### 1 式 辞

旭川医科大学開学記念祝典を挙げるにあたり主催者を代表し一言ご挨拶を申し上げます。

道民多年の悲願でありました旭川医科大学が去る9月29日開学され、本日ここにご来賓並びに多数のご参会各位のご参列のもとに記念祝典を挙げることは誠に同慶の至りでございます。

顧りみまするに、国立の医科大学誘致につきましては、地元の強い要望により20有余年の長い間、推進されてまいったわけでございます。

この間、昭和45年に閣議決定をみました第3期北海道総合開発計画の中に国立医科大学の設置が織り込まれ、これを契機として道内各地において誘致の運動が展開されたわけですが、昭和46年8月20日堂垣内知事により旭川市に決定されて以来、知事を先頭に全道一丸となつての誘致運動となりその効を奏し昭和47年度の国の予算におきまして北海道、山形、愛媛の3県に各1校の創設準備費が計上されてより早期開校実現のために強く関係方面に要望してまいり今日の開学と相成つたわけでございます。

ご承知のとおり第4期北海道総合開発計画にもありますとおり北海道における医師の養成並びにその確保は極めて緊要な課題であります。

本道における医師不足は年々深刻化し無医地区は800余箇所、その対象は32万人といわれまた専門医の不足は公立病院にさえ医師不在科があるなど住民不安をまねいている現状であります。

この時にあたり、ここに旭川医科大学が開学されましたことは誠に意義深く今後の本道進展に計り知れないものがあり、将来における輝かしい発展を思うときひとしお感激をおぼえるものであります。

道民期待の旭川医科大学が医学知識と臨床医術の教育研究の場として、また、本道医療の確保と

住民福祉の向上に貢献し、もって本道開発の進展に寄与することを心より祈念するとともに、今日まで誘致並びに開学実現のためにご尽力、ご協力を賜りました道内外各界各局の方々に対し心より感謝を申し上げます。

本日はご来賓並びにご参会各位におかれましては、ご多忙、ご遠路のところご参列を賜わり衷心より厚くお礼申し上げますと同時に、旭川医科大学発展のために今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

財団法人国立旭川医科大学設置協力会

会長 廣瀬 経一

## 2 あいさつ

ここに多数ご来賓の臨席を得まして、旭川医科大学の開学記念式典を催すことができましたことは、この上もない喜びであり、感激に堪えないところであります。

旭川医科大学は、既に100名の優秀なる学生を迎え、去る11月5日開校いたしました。今、学生は仮校舎において勉学にいそしんでおりまして、大学は將に軌道に乗ったところでございます。

願するに、旭川医科大学の設置は地元北海道の多年の念願でありましたが、その誘致から設置決定までには、幾多の困難があり、紆余曲折があったと聞いております。

しかしその間、北海道知事、旭川市長、北海道出身の国会議員の方々はじめ各方面の関係各位の誠意とたゆまざる努力によりまして、今、その実現をみるに至ったのであります。ここに、北海道知事はじめ関係各位のご誠意とご労苦に深い敬意を表するものであります。

また昨年7月本学の創設準備のため、北海道大学が世話校となられ、全学をあげてご援助とご協力をいただきました。ここに北海道大学長はじめ関係各位のご厚意に衷心から感謝の意を表する次第であります。更にまた昨年9月財団法人国立旭川医科大学設置協力会が設けられ、1,200点余に及ぶ学生実習用器械器具類及び研究用の貴重な精密器械の寄贈、12,000冊余の図書、60種の学術雑誌等の寄贈、あるいは仮校舎の改修、補助、教職員宿舎の建設と借上げなど、多大のご協力をいただいております。ここに協力会に対して深甚なる謝意を表するものであります。

なおまた、新しい医科大学には関連教育病院制度が設けられ、旭川医科大学には市立旭川病院が関連教育病院となり、同時に、大学の建物が完成するまでは暫定施設として同病院の一部を利用させていただくことになっておりますが、そのために市立病院の設備の充実と暫定施設としての整備をしていただきました。ここに旭川市当局並びに市立病院関係各位に深謝いたす次第であります。

このように旭川医科大学は、多方面からの誠意と協力の結集によって設置され、しかも大きな期待がかけられていることを思いますとき、本学の責務が、いかに重大であるかを改めて痛感し、ご期待に必ずお応えしなければならぬと決意を新たにします。

凡そ大学は、その時代と社会の要請によって設置されるものでありますから、大学はその要請に応じて、勝れた専門家を育成して社会へ送り出すことが、大学の重要な使命の一つであると考えます。本学は北海道殊に道北地域の医療過疎を解消せんがため、その設置が要請されたのでありますから、本学は地域社会の保健と、医療に貢献する良い医師を育成し、それにお応えしなければならぬと思います。

本学は若い勝れた教官陣を擁することになっており、教育の基本方針としては、一般教育と専門教育を有機的に連けいして楔形教育を行ない、六年間通年一貫教育を行なうことになっております。その間、高度に進歩した近代医学の基礎的知識を与え、臨床教育では医療技術の基本を修得せしめると共に、医の倫理を基調とした人格形成に力を注ぎ、将来地域社会の保健と医療の向上に貢献する良い医師と医学の進歩発展に寄与する勝れた研究者を育成したいと考えております。

また、大学は教育の場であると同時に研究の場でもあります。本学では研究が活発に行なえるような研究体制を整え、中央研究部を核として、これを十分に活用してユニークな研究を行なう計画

を進めております。

更に本学の附属病院は、地域社会の医療体系の一環として、その保健と、診療に参画し、同時に学生の臨床教育指導と共に卒業後医師の研修指導を行ない、更に地域医師の再教育の場とならなければなりません。

今日、大学は社会から開かれたる大学であることが望まれておりますが、旭川医科大学は保健と医療の実践を通じて地域社会との交流を密にし、医療関係者に門戸を開き、医療及び研究の指導的立場に立たなければならないと考えております。

きょう、この記念すべき旭川医科大学の開学式典に当り、いささか所感を述べ、重ねて、社会の要請と期待に応え得る大学を建設いたす決意をあらたにし、ごあいさつといたす次第であります。

今後とも皆様方の激励とご鞭撻をお願い申し上げます。

旭川医科大学長 山 田 守 英

### 3 あ い さ つ

道民待望の旭川医科大学が開学されここに記念祝典を挙げるはこびとなりましたことは誠に喜びにたえない幸いです。

ご承知のとおり北海道には大正10年北海道大学に医学部が開設され、昭和25年には札幌医科大学が設置されまして、現在この2つの大学で180人が毎年地域社会に貢献する立派な医師として送り出されております。

然しながら北海道は、道南・道央・道北・道東という広い地域を有する特殊事情があり、また地域によっては、過疎過密という状態もありまして医療事情は非常に悪く、全国的にみましても最も医師不足の深刻な地域であり、さらに多くの無医地区をかかえておるのであります。

このような現状から道といたしましては、より明るく豊かな地域社会の建設をめざすためにも、また道民の生命と健康を守る生活優先の道政という見地からも、総合的医療保健体制の整備を緊急な課題としておるところであります。その政策の一環として第3期北海道総合開発計画の中に単科の医科大学の新設を盛り込み、各関係機関を通じ、道民の総意をあげて誘致運動を展開してまいったところであります。

幸い国におかれましては、北海道における医療の実態について深いご理解を頂き、47年1月に全国10数県の候補地の中から、北海道ほか2校分の国立医科大学創設準備費が計上されたのであります。

この箇所決定に当たりましては、文部省をはじめ政府関係者の方々、国会議員、道会議員の諸先生、さらに北大、札幌医大の関係者、また市町村の皆さま等各般にわたり特段のご配慮をいただいたのであります。

その後引きつづいて早期開学を要請した結果、先般の国会におきまして大学関係法人が可決され、ここに開学のはこびとなったのであります。北海道の医療体制の充実に大きく前進するものであり、道民のこのうえない喜びであります。

この間、国立医科大学北海道誘致期成会、財団法人国立旭川医科大学設置協力会をはじめ、道民のみなさまには長い期間にわたって誘致促進にご努力をいただき、かつ用地の取得、関連教育病院、仮校舎、教職員宿舎等の受け入れ体制の整備について、ご援助をたまわりましたことに対し、心から厚くお礼を申しあげる所でございます。

今後は、旭川医科大学が一層近代医療体制を充実して、道民の健康保持と福祉の増進に大きく貢献されますことを念願し、本日ご出席のみなさまの今日までのご尽力に重ねて深く感謝の意を表しまして一言ごあいさつといたします。

北海道知事 堂 垣 内 尚 弘

#### 4 祝 辞

旭川医科大学の開学記念祝典が来賓多数の御出席を得て挙行されるに当たり一言お祝いの言葉を申し上げます。

まず初めに地元道民、旭川市民をはじめ、各界の皆様が久しく切望されてきた旭川医科大学が、国立大学として開学の運びとなりましたことに対し皆様とともに心から喜びたいと存じます。

この旭川医科大学の開設は地元選出の国会議員、道・市御当局、財団法人国立旭川医科大学設置協力会等多くの関係者の方々の並々ならない御努力と御協力に負うところが大きいです。また大学の創設準備にあたられた大学関係者の御苦勞も、大きかったものと拝察いたします。

今日このような祝福を受けて本大学が発足するに当り改めてこれまで御尽力を賜りました皆様に深い敬意を表するものであります。

文部省としては医学教育機関の地域的偏在等を是正し教育の機会均等を実現するために地域の実情に即し国立の医科大学又は、医学部の設置を図る方針を建て、数年来新設のための準備をすすめて参ったところであります。そのうちこの旭川には、地域の医療事情と関係者の御熱意を考慮し、先ず最初に設置をすることとし鋭意力を注いで参った次第であります。文部省としても今後とも本大学の充実に努める所存であります。大学の教職員の方々におかれましては単科の医科大学としての特色を生かしてその教育研究を進展させるとともに、医の倫理に徹した使命感をもった医師の養成に努められることを強く希望いたします。また当地域における医学の教育研究のセンターとしてこの旭川大学が地域医療の充実に貢献し地元の方々の一層の御支援、御協力を得られることとなるよう期待するものであります。

ここに本学が素晴らしい発足を見ましたことを喜び、今後立派に成長発展することを祈りましてお祝いの言葉といたします。

文部大臣 奥野誠亮  
(代理木田大学学術局長)

#### 5 祝 辞

本日ここに旭川医科大学開学記念祝典が挙行されるにあたり一言お祝いの言葉を申し述べる機会を得ましたことは、私の深く喜びとするところであります。

顧みますと国立医科大学の設置は道民の長年の念願であり北海道、旭川市、その他多くの関係者が粘り強い努力をつづけてこれ、このたび、その努力が実り本日この晴れの開学記念祝典を迎えるに至りましたことは、これまで創立準備について、お手伝い申し上げてまいりました北海道大学といたしましても洵にご同慶に堪えない次第でございます。

これは、偏に文部当局をはじめ北海道、旭川市、旭川医科大学設置協力会等関係各位のご盡力によるものであることは勿論であります。とりわけ、この一年余に亘り、ひたすら設置準備のために努力されてこられた山田学長をはじめとする関係者一同の並々ならぬご苦勞の賜物であると心から深く敬意を表する次第でございます。

本学は、戦後初の国立単科医科大学でありまして医学教育のあり方が問われている今日、全く新たな立場からの従来の型にとらわれない理想的な医学教育の追求が行われるものと各方面から大きな期待が寄せられております。又、本学が道北、道東の行政、文化、経済の中心地である当旭川市に設置されたことにより、これら地域における医学教育、研究の中心として又、地域住民の医療福祉の向上に奉仕する保健、医療のセンターとして地域住民の寄せる期待は洵に大なるものがあると存ずる次第でございます。

さらにまた本学が現在本学に隣接して建設されつつあります緑ヶ丘ニュータウンとも有機的な連繋を保つことによって、この地域に形成される新しい意義をもった特色あるコミュニティの中核としての役割を果され、これから本道並びに全国各地に新設が予定されております「研究学園都市」



のモデルとして、その先駆的成果が注目されております。

幸いにして本学は、発足当初より勝れた教官スタッフを擁しており、しかも、これから逐次、年次計画により教官組織の充実、施設、設備等の整備がなされることになっており完成の暁には立派にこれらの期待に応えられるものと心から確信いたしております。

本学がこれから将来大きく発展していく過程には幾多の困難に遭遇することと存じますが教職員、学生一致協力のもとに、これら困難を克服されて着実に将来に向って前進され、これからの医学教育、大学教育の範となる大学に発展されるよう願ひいたしまして、この記念すべき日にあたっての私のお祝いの言葉といたします。

北海道大学長 丹 羽 貴 知 蔵

## 6 謝 辞

久しく待ちわびた、このよろこびの祝典を迎え、地元住民を代表して、心からのお礼の言葉を申し上げたいと存じます。

想えば長い運動でありました。全国最低の医師充足率にあえぐ道北住民にとっては、なんとしても果たさなければならぬ執念の運動と申すべきものでありました。しかし、あまりの道の遠さや、幾重にもつらなる扉の厚さに運動が立ち往生することもたびたびでした。まことに、遠い重い運動であったと思います。それがいま、ついに、こうしてよろこびの式典を迎えたことは、私たちににとっては、まるで夢のような思いです。

顧みて、医大誘致の成功の第一の理由は、挙市一体の市民運動にあったと存じます。盛永期成会長を中心に、多くの市民団体が力をあわせ、地域や職場の底辺から勇しく立ち上った運動が、それぞれの立場を問わず一本化し、それは道北の人びと、そして全道民の強い共感をえて、大きな盛りあがりに高まっていきました。道は旭川を候補地としぼっていらい、堂垣内知事を先頭に、道議会や市町村、医師会、経済界など道内各団体のみなさんとともに全道スケールでの迫力ある運動をくりひろげていただきました。

そしてまた、それらの運動にあたって、つねに適切な助言とご協力をたまわった、地元選出国会議員諸先生の強力なお力添えがなければ、それは実ることのできないものでした。さらに世話校としての北大の親身のご指導、物心両面のご尽力をいただいた設置協力会のご好意など、いま、よろこびに満ちたこの祝典にあたり、長かった運動を想い起して去来するのは、これらのご協力をいただいたかたがたのありがたさばかりであります。ことに故杉野目晴貞先生のご恩を、私たち旭川市民は決して忘れることはないでしょう。

お世話になったみなさまにあらためて深い感動をこめて、お礼申し上げる次第であります。

旭川医大は、いまこうしてみなさまのご協力をいただきながら、市民運動を母体として誕生いたしました。しかし私たちは生むことだけが市民の任務とは思いません。すこやかに育てることにも市民は責任をもつべきと考えます。大学と市民が互いにあたたかくかわりあい、支えあって、この郷土に理想的な大学を確立し、その存在はまた、私たちがめざす人間都市旭川をつくるものであり、しかも大雪山麓研究学園構想の土台をなすものであることを確信いたします。

ここに、国立旭川医科大学の開学記念祝典にあたり、本大学の発展を祈念するとともに、みなさまに心からの謝意を表して、私のごあいさつといたします。

旭川市長 五十嵐 広 三

## 47 昭和48年度授業時間割（前期）

時間 曜日	8：40～10：10				10：20～11：50				12：40～14：10				14：20～15：50				16：00～17：30			
	授業科目	クラス	担当 教官	教室	授業科目	クラス	担当 教官	教室	授業科目	クラス	担当 教官	教室	授業科目	クラス	担当 教官	教室	授業科目	クラス	担当 教官	教室
月	英語	A	奥天	第一 講義室	生物学I	A・B	美甘 浜口	合同 講義室	数学II	A	佐々木	第一 講義室	文学	A・B	中村	合同 講義室	哲学	A・B	岡田	合同 講義室
火	歴史	A・B	原田	合同 講義室	数学II	B	高田	第二 講義室	化学I	A・B	内田	合同 講義室	ドイツ語	B	岡田	第二 講義室				
水	社会学	A・B	笹森	合同 講義室	数学I	B	福井	第二 講義室	法学	A・B	福田	合同 講義室	経済学	A・B	松本					合同 講義室
木	ドイツ語	B	丸子	第二 講義室	英語	B	奥天	第二 講義室	数学I	A	北村	第一 講義室	英語	A	戸村	第一 講義室				
金	心理学	A・B	岩渕	合同 講義室	ドイツ語	A	萩山	第一 講義室	英語	B	森永	第二 講義室	体育講義	A・B	本間	合同 講義室	体育実技	A・B	本間 今村	体育館
土	ドイツ語	A	丸子	第一 講義室	物理学I	A・B	黒崎	合同 講義室												

注意 金曜日の体育実技は、1月からスキー授業を行なうが、時間割変更等についての詳細は後日掲示する。

昭和48年度授業時間割（後期）

時間 曜日	8：40～10：10				10：20～11：50				12：40～14：10				14：20～15：50				16：00～17：30			
	授業科目	クラス	担当 教官	教室	授業科目	クラス	担当 教官	教室	授業科目	クラス	担当 教官	教室	授業科目	クラス	担当 教官	教室	授業科目	クラス	担当 教官	教室
月	英語	A	奥天	第一 講義室	生物学I	A・B	美甘 浜口	合同 講義室	数学II	A	佐々木	第一 講義室	哲学	A・B	岡田	合同 講義室	医学概論	A・B	山田	合同 講義室
火	歴史	A・B	原田	合同 講義室	数学II	B	高田	第二 講義室	化学I	A・B	内田	合同 講義室	ドイツ語	B	岡田	第二 講義室				
水	社会学	A・B	笹森	合同 講義室	ドイツ語 数学I	A・B	丸子 福井	第一 講義室 第二 講義室	法学	A・B	福田	合同 講義室	文学	A・B	中村	合同 講義室				
木	ドイツ語	B	丸子	第二 講義室	英語	B	奥天	第二 講義室	数学I	A	北村	第一 講義室	英語	A	戸村	第一 講義室				
金	心理学	A・B	岩瀬	合同 講義室	ドイツ語	A	萩山	第一 講義室	英語	B	森永	第二 講義室	物理学I	A・B	星野	合同 講義室				
土	体育実技	A・B					本間 今村													

## 48 旭川医科大学学生の臨床医学教育に市立旭川病院が協力することに関する協定書

旭川医科大学長（以下「甲」という。）と旭川市長（以下「乙」という。）は、市立旭川病院（以下「病院」という。）が旭川医科大学（以下「大学」という。）の学生の臨床医学教育に協力することについて、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1 この協定は、学生に対して広汎かつ有効な臨床医学教育を行なうために関連教育病院を設け、その活用を図ることを目的とする。

（基本的関係）

第2 大学と病院は相互の独立と信頼を基本として臨床医学教育の成果をあげるよう互いに協力するものとし、病院における診療の責任は乙が、教育の最終責任は甲がそれぞれ負うものとする。

（運営協議会）

第3 病院における臨床医学教育にかかる諸問題について協議するため、運営協議会を設置するものとする。

2 運営協議会は、甲・乙及びそれぞれの委嘱する委員をもって構成するものとする。

3 運営協議会の細目については、別に定めるものとする。

（実習方法等）

第4 病院における実習学生数・実習時間数・実習期間・実習内容・実習方法等については、運営協議会の議を経て大学が定めるものとする。

2 大学は、病院との協議に基づき学生の臨床教育実習の状況をは握するとともに、病院からの成績報告書により学生の成績評価を行なうものとする。

（指導医）

第5 指導医は、一定の資格要件を有する者の中から、運営協議会の議を経て選任されるものとする。

（人事の交流）

第6 医学教育の充実を図るため、甲と乙は業務に支障のない範囲内で人事の交流を図るものとする。

この場合、当該職員はそれぞれの組織における管理下に業務に従事するものとする。

（研究面における相互協力）

第7 大学と病院は、定期または臨時に症例検討会・研究会等を開催し、または共同研究面においても協力するものとする。

（患者への協力要請）

第8 病院は、臨床教育実習上必要と認めるときは、患者に対し教育への協力を要請するものとする。

（経費の負担）

第9 本協定にもとづく臨床医学教育等によって生ずる経費は甲の負担とし、その算定方法・支払方法及び経理の方法については別途協議して定めるものとする。

（協定の解消）

第10 この協定を解消しようとするときは、1年前までに相手方に通告するものとする。

（雑則）

第11 この協定について疑義が生じたときは、または定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。協定の実施細目は、運営協議会に諮り決定するものとする。

附 則

この協定は、昭和49年2月28日から施行し、昭和48年9月29日から適用する。

旭川医科大学長 山 田 守 英  
旭 川 市 長 五 十 嵐 広 三

#### 49 旭川医科大学関連教育病院運営協議会要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、旭川医科大学学生の臨床医学教育に市立旭川病院が協力することに関する協定書(昭和49年2月28日締結。以下「協定書」という。)第3の第3項に基づき旭川医科大学関連教育病院運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 協議会は、協定書の定めるところにより、市立旭川病院における旭川医科大学学生の臨床医学教育に係る事項を審議する。

(構 成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 旭川医科大学の学長、副学長、講座の教授4人及び事務局長
- (2) 旭川市長並びに市立旭川病院の院長、副院長、医局長、医局代表2人及び事務長
- (3) 北海道衛生部長

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 協議会は、原則として年2回定例会議を開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

2 協議会は、委員の4分の3以上の出席がなければ会議を開催することができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、協議会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(専門委員会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、旭川医科大学において処理する。

(雑 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要項は、昭和50年12月4日から施行し、昭和50年8月8日から適用する。

## 50 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第21号）

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3条第2項、第5条第1項、第10条及び第13条の規定に基づき、国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和49年6月7日

国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の8—第20条の14」を「第20条の8—第20条の13」に、「第3章 国立高等学校（第39条—第45条）」を「第3章 削除」に、「第46条—第48条」を「第46条—第49条」に改める。

第2条を次のように改める。

（副学長）

第2条 前条に規定するもののほか、別表第1の上欄に掲げる国立大学に、同表の下欄に掲げる数の副学長を置く。

第3条の2中「別表第1」を「別表第1の2」に改める。

第5条第1項中「広島大学」を削る。

第20条の8を削り、第20条の9を第20条の8とし、第20条の10を第20条の9とし、第20条の11を第20条の10とし、第20条の12を第20条の11とし、第20条の13を第20条の12とし、第20条の14を第20条の13とする。

第29条中「東南アジア研究センター」の下に、「大阪大学の言語文化部」を加える。

第29条の2を次のように改める。

（事務局の特例）

第29条の2 次に掲げる国立大学の事務局にあつては、第28条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、庶務、会計、施設、学生の厚生補導等に関する事務を併せて処理させるものとする。

旭川医科大学・筑波大学・浜松医科大学・宮崎医科大学

第29条の4の次に次の1条を加える。

（参与）

第29条の5 旭川医科大学、浜松医科大学及び宮崎医科大学に、大学の運営に関し学外の有識者の意見を求めるため、当該大学の定めるところにより、参与若干人を置く。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第39条から第45条まで 削除

第48条の次に次の1条を加える。

（国立民族学博物館）

第49条 国立民族学博物館に置かれる職の種類並びに国立民族学博物館の組織及び運営の細目については、国立民族学博物館組織運営規則（昭和49年文部省令第23号）の定めるところによる。

附則第3項中「及び愛媛大学医学部」を「浜松医科大学医学部、愛媛大学医学部及び宮崎医科大学医学部」に改める。

附則第4項中「及び愛媛大学」を、「浜松医科大学、愛媛大学及び宮崎医科大学」に改める。

別表第1を別表第1の2とし、同表の前に次の1表を加える。

旭川医科大学2、筑波大学5、浜松医科大学2、宮崎医科大学2

別表第6 富山大学の項中、「和漢薬研究施設」を削る。

別表第8 新潟大学商業短期大学部の項の次に次のように加える。

新潟大学医療技術短期大学部 看護科、診療放射線技術科、衛生技術科

別表第8 中金沢大学医療技術短期大学部の項の次に次のように加える。

信州大学医療技術短期大学部 看護科、衛生技術科

別表第10中呉工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

徳山工業高等専門学校 機械電気工学科1, 情報電子工学科1, 土木建築工学科1

別表第10中熊本電波工業高等専門学校の項の次に次のように加える。

八代工業高等専門学校 機械電気工学科1, 情報電子工学科1, 土木建築工学科1

#### 附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 広島大学の教養部は、改正後の国立学校設置法施行規則第5条第1項の規定にかかわらず、昭和50年3月31日まで存続するものとする。
- 3 旭川医科大学、浜松医科大学及び宮崎医科大学の附属図書館については、改正後の国立学校設置法施行規則第29条の2の規定にかかわらず、当分の間、事務室を置くものとする。

## 51 医学教育の改革に関する調査研究報告書（昭和51年2月 国立大学協会）

昭和40年以降、いくつかの国立大学において紛争がおこり、やがてそれが全国的規模にまで拡大した。この間、大学の管理運営、あるいは大学のあり方一般について、種々の問題が提起され、大学はきびしい社会の批判の前に立たされた。これに対し、国立大学協会は、昭和41年6月「大学の管理運営に関する意見」を発表し、その後も引き続き当面する諸問題について調査研究を行なった。そしてその結果を昭和45年2月「大学問題に関する調査研究」（中間報告）として、また昭和46年6月には「大学問題に関する調査研究報告書」、さらに昭和48年12月には「大学改革に関する調査研究報告書」として発表し、各大学がそれぞれ自主的な改革を進めてゆく上に、何らかの参考になることを期待して、一応上記の問題に関する調査研究を終了した。

その際、医学教育については、昭和46年6月の「大学問題に関する調査研究報告書」にも記載されているように、履修課程の年限や医学進学課程のそれが、他学部と異なることや、大学附属病院という現業的性格をもつ施設を擁しており、長期にわたる卒後研修を必要とし、地域社会と密接な関係にあることなどの理由から、「医学教育の改革に関する調査報告書」は、昭和48年12月の「大学改革に関する調査研究報告書」の別編として発表する事となった。

以下本報告書が完了するまでの経緯を簡単にまとめて記載する。

昭和42年6月25日の国立大学協会理事会は、頭書に記載の如き大学の状況に応じて、「病院とくに医学教育に関する特別委員会」の設置を決定した。その主旨は、現在の医科系大学が抱えている問題点をさぐり、その原因に近づき、出来得べくんば、抜本的改善策を見出す事であった。したがって委員会の名称も「病院問題特別委員会」とはせず、その枠を拡げて「医学教育に関する特別委員会」とし、上述の如き医学教育の特殊性から、検討すべき範囲を、医学生への教育のみならず、医科系大学院、卒後の研修にまで拡大した。

一方本委員会が発足当時、医科系大学では医師実地修練制度の改廃をめぐる激しい論議がくりかえされ、やがてそれが講座制の矛盾に発展し、本委員会においても、主としてこれらの問題について、約2年間にわたり、審議を重ねた。しかし、その後医師法の一部改正が行なわれ、研修医制度が発足し、全国的に拡大した大学紛争も次第に下火となり、これらの問題は一応棚上げの形となった。しかし現行の医科系大学が抱えている諸問題は、その多くが未解決のまま残されているので、当委員会としては、引き続き医学教育について改革すべき問題点を具体的に再検討し、昭和48年6月ようやく「医学教育改革に関する調査」の素案をまとめた。その後、この素案を中心に討議を重ねた後、作成されたのが、この報告書である。なおこの報告書を作成するにあたり、全国医学部長病院長会議が発表した医学教育に関する報告や提言を十分に汲みとった上、国立大学協会の立場から、医学教育の将来あるべき姿に焦点をあて、その大綱を包括的に記載した。今後文部当局が医

学教育の改革を実施するにあたり、また各大学が自主的にこれを進めるにあたり、これが何らかの参考になれば幸いである。

## 1 医学教育改革の必要性

ここ20年来、世界の各国において、革命的とも言えるほどの医学教育の改革が進められている。これは世界保健憲章（1946）にもあるように、第二次大戦後“健康を享有することが基本的人権の一つ”と考えられるようになったことが最も大きな理由である。したがってこの事に最も深いかわりを持つ医療が、その内容において質的にも量的にも大きく変化し、さらにそれを支えるべき医学も著しくその幅と深さを要求されるようになり、これに対応して旧来の医学教育の形態、編成、内容、方法のいずれにおいても、根本的な改革が必要となってきた。

医療について言えば、かつての医療は、主として診療所や病院という限られた環境の中で、医師は患者がもつ疾病の診断と治療に専念することで、こと足れりとされていた。しかしながら現在の医療は、単に疾病の診療にとどまらず、健康の維持や増進にまで、その機能が拡大され、活動の場も生活の諸相にまたがり、とくに福祉との関係は、日々に深まりをみせつつある。医学も旧来の分科は、さらに細分化され、一方において分子レベルの追求や工学との結びつきが進められるかわり、他方において心理学的、生態学的、社会学的追求が強く要請されるなど、著しく多面性、多様性を増している。

このような状況に応じて、世界の多くの国では、国家的に強力な調査研究組織を設け、その検討の上で、医学教育は60年代にほぼ新しい展開をとげ、その後も柔軟な姿勢をもって常に改革への道を歩みつづけている。とくにこれら改革の基調をなすものは、従来のドイツ型医学教育、あるいはアメリカにおいてスレキシナーモデルといわれている形態が、ややもすればいわゆる研究至上主義におちいり、学生の実習を軽視するが如き弊のあることの反省の上で上述の要請に対応可能な教育、研究に主眼を置いたことである。

しかるに、わが国では明治の初期にドイツ医学を導入し、その当時の要請に即して作られた原則のまま今日に至っている。勿論その時々々の要請にこたえて多少の修正は加えられてきたが、第二次大戦後の変革の時代にも敢て根本的改革の方途を求めず、大学紛争発生の誘因ともなったのである。幸い大学紛争も平静化し、今こそ冷静な判断の上で医学教育の根本的改革を行なうべき時期が到来している。とくに国立大学の医学部又は医科大学（以下医学校という）は、国民の保健の現実と将来について、大なる責務を有しており、同時に公、私立医学校のモデルとしての役割を担っている。これらの点からも特にその改革を急ぐ必要に迫られている。

## 2 医学教育の目的

すでに述べたように、今後の医学は、国民の基本的人権の一つである健康の保持と増進に深く関与すべき立場にあるので、医学教育もその目的の中に上述の主旨を明確にすべきである。また今後の医療にたずさわる医学生に対して、医師として持つべき基本的知識、技術、態度、習慣等について、それらの基準を示して、涵養に努めるべく教育する必要がある。さらに今後の医師に要請されることは、最近とみに発達した医療保健機関の中であって、多彩な医療要員相互の協力関係を円滑に維持するため、保健医療全般についての展望を持ち統括指導する能力を養う必要がある。なお医学教育の目的は、これら医療関係の医師を養成するにとどまらず、将来の医学研究者を育成する重要任務をもっている。したがってこれらの医学教育の目的を具体的に明示するために、公的な性格をもつ組織において、検討を急ぐ必要がある。

以上の事に関連して世界保健機構作業班は、1968年、「医師の遂行能力要求基準案」を発表し、医師として具備すべき条件として、これわ認識領域（知識）、情意領域（態度）、精神運動領域（技能）に分けて、それぞれにつき細目を提示している。またアメリカではすでに1953年医科大学協会が「医



学教育の目的」を作成し、多くの医学校ではこの原則を参照しながら、さらに具体的な目的を作成し、これを実行に移している。西ドイツにおいても1970年の改訂医師試験法において、きわめて詳細な要求項目を提示している。

一方わが国の現状をみると、昭和22年に制定された学校教育法第52条に、「大学は学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と記載し、医師法第1条には「医師は医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」と記述している。

これらの条文は、一応、上述の医学教育の目的に合致するものではあるが、これをさらに具体化する必要がある。ことに最近の社会は、医療、医学に対してきびしい批判の眼をむけている。速やかに上述の主旨を体した新しい医学教育の一般的目的を具体的に明示する必要がある。

### 3 国立大学における設置形態

医学校は、教育、研究、診療、その他あらゆる面において、他学部無比社会との関係が密接であり、今後も地域の医学、医療、保健の中核として、その機能を発揮しなければならない。また地域の医療機関やその他の協力なしに、今日の医学校は、その使命を全うすることは困難である。とくに最近の医学は著しく細分化され、到底一つの医学校ですべて領域にわたり専門家を揃えることは不可能や状態にある。したがって設立主体の壁を越えて、あらゆる教育機関との相互利用や教育資源の共同利用を考える必要があり、そのためにも関連病院その他の医療保健施設を教育の場として使用できるよう速やかに整備すべきである。さらに医学校は、医師の養成だけでなく、医師以外の医療要員の養成にも現にある程度のかかわりをもっているが、今後これらの質的向上を図るため、一層の積極的関与が望まれる。

以上のことは、他面において地域の医療、保健科学の教育を一層体系づけ、その内容を高めることともなり、これらと医学校との相互利用によって教育要員や施設の効用性を高める事が可能となる。

さらに医学校は、地域との関連を深めるだけでなく、医学教育の水準を高めるために、全国の医学校が相互に連携を密にし、相互の交流を深める必要がある。現段階においては、講師の派遣等によってこれを糊塗しているが、さらに根本的に教育方法を吟味する必要があり、設立主体の壁を越えての協力関係を強化するためには、一方において基準を明らかにするとともに教育形態に相当の自由度が与えられなければならない。そのためには特別の法的措置を講ずる必要がある。

次に国立医学校が、総合大学の一学部であるべきか、単科大学の形態をとるべきかは、それぞれ一長一短があり、その判断はむづかしい。医学校の修業年限は他学部比して長く、医学進学課程も2年である。また附属病院という現実的性格の強い施設を持ち、これに要する予算規模も大きく、種々の点でかなり異質のところがあり、時には他学部との間に不必要な摩擦を招くことすらある。したがって一部には単科医科大学の形態が望ましく、地域との連携も一層容易であるとの意見もあるが、前述のように、現在の医学が要求されている学問の広さや情意領域の必要性から、世界的にはむしろ総合大学の一部である事の方が望ましいとの意見が強い。それは他学部の教育資源を利用できる条件が一層ととのっているからである。とくに最近、国立医学校が新設される場合、単科医科大学の形態をとる傾向にあるが、この場合、総合大学の一学部として受け得る利点を充分補い得るよう、予算、要員の点で充分の配慮が望ましい。

なお国立医学校が、地域性を考慮してそれぞれの特長をもつことは大いに推奨されるが、全体としての要員、施設規模、予算等において、大学間の格差があってはならない。現存する格差は、速やかに是正されるべきである。

#### 4 入学者選抜

現在、国立医学校の入学者選抜は、もっぱら学力試験によっており、しかも試験科目はいくつかに限定され、これに合格するためには、きびしい関門を通らなければならない。そのため受験希望者の大多数は、入学のための技巧と手段に没頭し、医師としての使命や本人が医師に適格であるか否かについての考慮に乏しい。また高校以下の教育にも偏向と歪みを与える結果となり、青少年に最も重要な人間形成を阻害する大きな要因となっている。この事は、今後の医療にたずさわる者の中に、その資質に欠ける者が生ずる可能性を予測させるものであり、入学試験の現状は、広く青少年の精神的、肉体的、社会的健康にとっても重要な問題である。

したがって国立医学校の入学者選抜については、今後改正されるであろう国立大学の入試方法を勘案しながら、医学・医療にたずさわる者として適格であるか否かを判定する具体的な方法を検討する必要がある。

なお、医学校における専門課程に、一部他学部の学士号所有者を受け入れることは、医学の広がりと深さを増す将来の展望に対応する手段として望ましい。しかしその選抜法に配慮を怠ると、ある特定学部の卒業者にのみ合格者が限定される可能性を生じ、多様性を持つ今後の医学の発展という目的に沿わなくなるおそれがあることを考慮する必要がある。

#### 5 教育課程と方法

医学の情報量は最近とみに増大し、その質においても深さを増しつつある。ことに今後の医学教育は、単に知識や技能の修得だけでなく、人間形成の立場からも充分の配慮を必要とする。しかし、わが国の医療要員の切迫と社会資源の状況、さらに諸外国における医学教育の実情を照合して判断するとき、医学教育の年限を現在の6年よりさらに延長することは、社会的支持を得がたいであろう。

6年間という限られた期間において、医学教育を有効適切に実施するためには、まず医学教育の目的を明確にし、その線に沿ったカリキュラムの周到な立案が必要である。前者についてはすでに本文の第2節に述べたところであるが、設定された医学教育の目的を教育科学的に裏付けられた方法によって確実に履行される必要がある、その方法も適切かつ信頼性のある評価法によって常に修正することが肝要である。なお世界保健機構は、世界の一定地域ごとに医学校ならびに医療要員養成課程の教師を対象とする研修の場として Regional Teacher Training Center (RTTC) を発足させている。西太平洋地区ではオーストラリア地区を含めてシドニーにそれが設けられ、関係各国から医学教育の当事者が数回にわたって参集し会議を開いている。世界保健機構としては、将来、国ごとにこの種の機関が設置されることを期待しており、アジア各国でもすでに設立の準備が進められている。わが国としても当然そのための努力を払う必要がある。また単に受身の姿勢ではなく、進んでわが国の医学教育のあり方を具体的に推進するために、一定の地区ごとに拠点校を設け、医学教育講座の開設や医学教育研究施設をも設ける必要がある。

なお、教官の任用、昇任にあたって、研究歴のみでなく、教育や診療の能力についてもそれと同等の評価が与えられるよう、特に配慮する必要がある。

カリキュラムの原則について言えば、これまで医学進学課程と専門課程との間には、截然とした境界が設けられていたが、今日ではこれを固定的に考える必要がなくなったために、その自由度は拡大した。しかし、この事は決して医学教育課程における一般教育を軽視してよい事を意味するものではなく、今後の医学教育のあり方としては、むしろ積極的にこれを重視すべきものである。

専門課程におけるカリキュラムの内容については、昭和50年7月大学設置審議会が提出した「医学部および歯学部設置基準の改善について」の報告を大綱において支持する。比較的ゆるやかな科目時間の配分、選択科目の導入など、注目に値する。ただし、実施にあたっては、従来のように講

座制の枠の中で時間配分を行なった後には、全くその講座の自由裁量にゆだねるが如き態度を改め、カリキュラムの計画と実施に責任を持つ組織を設ける必要があり、さらにこの組織が常にカリキュラムの内容とその実施状況に検討を加え、改善への努力を払うとともに細部にわたり教育内容の調整が必要である。

なお教育資材の整備については、従来ややもすれば等閑に附され勝ちであったが、今後視聴覚器材の拡充を含めて緊急に整備を必要とする。

とくに医学教育においては、患者の人権を守るため、学生が患者に接する以前に、これらの器材を用いて基本的な知識、技術、態度をできるだけ向上させておく必要があり、また患者からえた情報を最大限に教育的に利用するためにも、これらを視聴覚器材を用いて記録し、かつこれを共同利用する組織を設けることを考慮する必要がある。

さらに、僻地医療の問題を解消するために、医学教育はその中にそれに対応する教育、診療、研究の体制を組み込むことを考慮する必要がある。

## 6 附 属 病 院

医学教育には、完全に大学の管理下にある適正規模の附属病院が、少なくとも一つ設けられていなければならない。その規模は、単純に学生の数に比例して決定されるべきものではなく、附属病院が将来にわたっても果さなければならないその地域の医学および医療に関する中核的役割をもつ充分考慮に入れて決定されるべきである。換言すれば、現在の附属病院は、単に医学生や大学院生の教育にとどまらず、その地域の医療や、卒後研修、生涯教育、さらに医師以外の医療要員の養成と再訓練等に重要な役割を果たしており、将来も益々これらの要請が高まることが予測される。ことにこれらの任務を遂行するにあたり、教育的、研究的態度をもって臨む必要があり、国立の施設である以上、責任をもって国民の医療に従事すると共に、管理・運営を含めてモデル的なものでなければならない。そのためには現在の基準は、速やかに改正されるべきであり、常に医学の進歩に即応できる設備の充実に意を用いなければならない。

一方臨床医学の発展と、きわめて高度の医療を求める社会状況の中にあつて、医療は日々専門分科への傾向を高めつつある。勿論、大学附属病院としても専門化を進めるべきであるが、一施設であらゆる専門科目を揃える事は不可能である。とくに医学校における最も重要な任務が、医師としての基礎作りにあるとすれば、いたずらに細分化を図ることなく、一般的、かつ総合性に富む医学教育にも志向を求めるべきであろう。これに関して例えば一般診療科、総合診療科、あるいは地域（保健・予防）診療科の開設を考慮する必要がある。また中央診療部門も単に医療のための機能を果ただけでなく、教育的、研究的なものとして位置づける必要がある。

救急医療、伝染病、慢性疾患、リハビリテーション、精神疾患などは、医学教育にとってきわめて重要なものではあるが、これらに関する施設は、管理上特別な条件が必要であり、大学附属病院のみで、これらを完備することは困難である。したがってそれぞれの関連教育病院を設けて教育面での協力を得ることが望ましい。それがまた地域の医療、保健の水準を高めることになり、同時に大学と地域の協力関係を一層緊密にする事にもなる。その際、関連教育病院も、大学附属病院と同様に、診療、教育、研究の三機能において充分の役割を果たし得ることが肝要で、そのために一層の充実が望まれる。その点、国、地方自治体、病院設置主体者の積極的な理解と財政的支持を望みたい。さらにこれらの特別施設と大学附属病院との人事交流を容易にするため、処遇やその他の条件に均衡を図る必要がある。ことに給与については、教官は教育職の枠に規制されて一般病院や特殊施設に比してきわめて低い。逆に研究費については後者はほとんど無視された状態に近い。その点とくに科学研究費の配分にあたり、それらの不利を是正する必要がある。

なお大学附属病院において配慮すべきことの一つに、従来のいわゆる学用患者制度がある。これについてはその名称を検討し、また倫理規定を制定し、倫理委員会を設けてその運用を配慮する心

要がある。

さらに大学附属病院のあり方に関連して、建築、設計上の問題がある。ことに最近臨床医学と基礎医学の分離傾向が指摘されており、この欠陥を補うためにも附属病院と基礎医学校舎を近接して建設することが望ましい。また現在すでに実施され、教育効果をあげつつある小人数教育を、さらに充実させるために、小教場を多数設ける必要がある。

## 7 卒業後の教育

医学教育は、単に学部卒業をもって完了するものではなく、卒後早期の臨床研修、それに続く専門的修練、研究者の養成を本来の目的とする大学院教育さらに地域医療とも密接に関連する医師の生涯教育をも含むものであり、それらが相互に関連し、また卒前教育や学位制度ともからみつつ、医学部一附属病院を場として実施されている。これらの現象は、他学部の卒後教育にはみられない複雑さを示すとともに、かつそれが多くの問題を孕むゆえんでもある。

医師実地修練制度の廃止後、数年を経た現在、卒後にみられる現象として、研修医・医員制度の定着、大学院志願者の減少、医学部卒業生の基礎医学（社会医学を含む）志向者の減少、学位取得希望者の減少等があげられる。しかしこれらの現象は、その根底において互に関連をもっており、これらに内在する問題の解決には、これらを全般的に捉えて対処する必要がある。ことに基礎医学志向者の減少は、今後の基礎医学の研究がますます生物学に傾斜し、臨床医学とのギャップを深め、単に研究の面のみならず学部教育にも支障をきたす危険性を孕んでいる。すなわち、学部学生定員の増加、教育研究の高度化と複雑化により、従前にも増して多数の医学教育研究者を必要としているからである。これに関連して最も重要な課題は、現存する大学院制度をどのように取り扱うかである。従来、医学関係においてはこの制度の本来の目的である教育研究者の養成機関としてのとり上げ方に配慮を欠く憾みがあった。この点を速やかに是正し、本来の目的が容易に達成されるようその具体策をねる必要がある。もしこれを怠るときは、医学教育研究者の欠乏を招く惧れが多分にあり、あるいは大学院に代るなんらかの制度を考慮する必要があるかもしれない。本委員会もこれについて討議を行なったが、この事は医学の卒後教育にとってきわめて重要な問題であり、まず現機構の大学院を如何に改善し、運用すべきかを検討した。また学位制度は存続すべきもので、学位を独立して研究を行える資格としての評価と解し、臨床研修を医師の実地修練として明確に性格づける必要がある。

以上の事を基本的な概念として、個々の事項について問題点または改善すべき事を述べてみたい。

### 7-1 大 学 院

上にも述べたように、現行の医学系大学院（博士課程）は、その機能が十分に発揮されていない事は事実である。しかし医学が自然科学のみならず、人文・社会科学とも密接な関係を持ち、“人間の健康のための科学”として固有の学問分野を形成している以上、この任務を大学院に課する事は当然の事である。従来、ややもすれば臨床研修とのからみから、臨床系大学院の存否が問題とされてきたが、臨床医学も基礎医学と同様に医学研究の一分野をなすもので、臨床系大学院がこれを担当すべき立場にある。その際、臨床研修と厳に区別してとり扱われなければならない。すなわち臨床系大学の場合、臨床経験をもっている事が将来の研究に特に重要と考えられるとすれば、卒後一定の期間（例えば2年）臨床研修を行なった後、大学院に入学する事を考慮すべきであろう。また現行の大学院は、講座制を建前として5系列に分れており、履修科目は主科目と副科目および選択科目に分けられているが、単位の取得条件などを含めて速やかに再検討するとともに、研究がいくつかの講座、あるいは附置研究所、さらには他学部や他大学に及ぶ必要がある場合を想定して研究が容易に進められるよう医学系大学院の再編を検討する必要がある、その成否が大学院の存在価値を決定するであろう。またこのような大学院の本然の姿を求める以上、当然、入学者の厳選と厳格

な教育およびその評価が要求される。ことに研究に没頭できる生活の安定をはかるため、院生に対する奨学金の大幅な増額、あるいは給費制度の復活も検討される必要があり、さらに返還免除職の範囲を拡大する事も考慮されなければならない。なお従来の大学院が所期の目的を充分に果し得なかった原因の一つは、機構のみがとり入れられ、それに要する施設、設備、人員等に対する配慮がほとんどなされなかった事にある。これらについては特別の考慮を払う必要がある。

医学修士課程については、現状における否定的見解と、将来を展望してこれを必要とする意見とがあるが、博士課程そのものに多くの問題を抱えている現状において、ここでは結論を保留したい。

## 7-2 臨床研修

先にも述べたように、研修医制度は定着してきた。しかし、本来早期の臨床研修は、制度的には厚生省に属するもので、大学病院は学部学生、大学院生の教育に主力を注ぐのが本旨である。しかし現状では、大学病院においてもこれを分担せざるを得ない状態である。この場合でも各大学の実情に応じた受け入れ人数があるはずで、これを検討する必要があり、同時に附属病院内における各科への配置も、厳に受入講座の能力に応じた枠を厳守すべきである。

一方研修病院の充実も緊急の問題であり、それらにはその地域の総合病院や特殊な医療機関を含む必要がある。その点、関連教育病院、教育病院群などの構想がさらに具体化される事を期待するもので、長期的にはこれらに主体を移行させるべきである。なお臨床研修がどこで行なわれるとしても、その研修カリキュラムが明確にされ、指導医に対する教育方法の研修の実施も検討される必要がある。また指導ならびに患者に対する責任体制を明確化することも重要である。

## 7-3 専門医の教育

今日の医療はきわめて高い水準にあり、その技術も高度のものが要求されている。そのため卒後早期の研修に引き続き後期研修、ないしある特定の専門的分野に深い造詣をもつ医師を養成する必要がある。これを専門医制度と呼称するか否かは今後の検討に俟つとして、この種の医師を養成する態勢をどのように体系づけるか卒後の臨床研修、大学院、学位制度ならびに医療制度との関連性に充分配慮しつつ、その検討を急がなくてはならない。

## 7-4 生涯教育

国は、今や無医大県の解消に努めている。したがって医学校は夫々の地域における医学・医療の中核的存在としての意味をもっており、医師会、地域医療機関、学会などの主催する生涯教育に積極的に協力するのが建前である。また新しい医学、医療情報を種々の媒体を介して提供することなども重要な任務と考えられる。さらに大学の主体性を保持しつつ、大学を地域の医療要員に一部開放することも、今後配慮すべき事項の一つとなるであろう。いずれにしても、最も重要なことは、主として学部教育ならびに早期の卒後教育において、生涯にわたる自己学習の必要とその習慣を身につけさせる事である。

## 8 研究体制と研究者の養成

研究体制を充実し、研究者の養成と研究内容を高めることが、教育成果をあげるための重要な基盤であることは、医学も他の分野と変るところはない。また研究の目的も真理の探究という事については他の分野と同様であるが、その対象ならびに成果の還元の仕事に他と異なるところがあり、医学の場合には、それが直接社会と結合していることが特徴である。したがってこの点を充分配慮し倫理性を最優先して研究を進め、また研究者の養成の過程においてもこの事を充分に教育する必要がある。

現行の臨床系講座は、それぞれの診療科をもっているが、設置基準による講座数に制限があるた

め、附属病院内に多数の診療科を設けることが困難である。これを打破するためには、講座と診療科との結びつきをよりゆるやかにし、実状に合った診療体系を配慮すべきである。診療科は勿論研究とは無関係ではないが、研究の主体は講座にある。しかし現在の医学研究はかなり多彩であり、しばしば講座の枠を越えて、他講座との交流、さらには他学部、他大学との連携を必要とする。この場合、あるいはこれに関してプロジェクトチームを編成するにあたり、講座の主体性が持つデメリットを解消できるよう、そのあり方を充分検討する必要がある。

## 9 医師以外の教育・研究医療要員

上述の医学教育は主として医師ならびに医学者の養成にその焦点をあててきた。しかし医師以外の医療要員の問題もきわめて重要である。それらは近年ますます分化し、本邦では既に20職種、米国ではその数も優に100を越すといわれている。しかしそれらの教育制度や方法、教育の場の整備などは千差万別でいまだきわめて不備であり、歴史の長い看護教育においてすらなお流動的である。

したがって医学校における医師以外のこれら要員の重要性を認識し、職種によって差はあるが、いずれも医師と共通の基盤にあることをふまえ、効率的にこれら要員を教育する制度を検討する必要がある。これら要員の教育を担当する教員も同時に不足しており、現状ではほとんど医学部教官の併任によっている。この教育の充実のために、その専任教員の定員を増加する必要があり、また職種によっては、医学部以外の学部ともかなり関連しており、その理解と協力を得なければならぬ点にも配慮しなければならない。

次にこれら要員の確保ならびに増員も緊要の問題である。診療面におけるこれら要員の充足のみならず、教育研究面においては、総定員法により減員されている教育研究協力要員を、少なくとも削減以前の定数に速やかに戻されるよう努力する必要がある。

またこれら要員と医師とのチームワークもきわめて重要であり、両者の教育過程において、その点への配慮も行われなければならない。と同時にそれら要員の処遇の改善にも留意し、専門職としての位置づけを明確にする必要がある。

国立大学は、医師の養成のみならず、これら医師以外の要員の教育にも十分配慮し、かつこれら要員を充実し、医師とのチームワークを確立し、モデル的な医学・医療の場を作り出す責務を有するものと考えられる。

### 医学教育に関する特別委員会名簿（S. 51. 2. 1現在）

委員長	北村四郎	新潟大
委員	白淵勇	弘前大
〃	加藤陸奥雄	東北大
〃	相磯和嘉	千葉大
〃	勝木保次	東京医歯大
〃	豊田文一	金沢大
〃	吉利和	浜松医科大
〃	脇坂行一	滋賀医科大
〃	飯島宗一	広島大
専門委員	松本胖	千葉大教授
〃	尾島昭次	岐阜大教授
〃	中川米造	大阪大助教授

(注) 釜洞大阪大学長は昭和50年8月25日まで、また北村徳島大学長は昭和51年1月9日まで委員としてそれぞれ在任した。

## 参 考 資 料

- 1 大学病院の基本問題に関する調査研究会：大学病院の基本問題に関する調査研究中間報告：1969.9
- 2 日本学術会議、大学問題特別委員会：医学教育の問題点：日本学術会議・大学問題特別委員会、中間報告、第3次案：1970.4
- 3 国立大学病院長会議：大学病院のあり方：1970.11
- 4 日本医学教育学会：特集日本医学教育の現状：医学教育：1972.1
- 5 全国医学部長病院長会議：「医学教育に関するあり方」委員会中間報告：1972.4
- 6 全国医学部長病院長会議：「医学部における研究のあり方委員会」第5次報告：1972.4
- 7 全国医学部長病院長会議「病院のあり方委員会、昭和46年度病院のあり方委員会報告：1972.5
- 8 全国医学部長病院長会議：医学部の現状調査に関する報告第1次：1973.3
- 9 文部省・関連教育病院調査研究会：関連教育病院について第1次報告：1973.3
- 10 全国医学部長病院長会議：医学教育に関する提言：1973.3
- 11 厚生省・教育病院群制度検討打ち合せ会：「教育病院群制度について」の報告書：1973.3
- 12 大学設置審議会大学基準分科会：「大学院および学位制度の改善について（中間報告）」：1973.4
- 13 国立大学協会入試改善調査委員会：国立大学入試改善調査研究報告中間報告・昭和48年度：1974.3
- 14 国立大学協会研究所特別委員会：大学における研究所に関する調査研究報告書：1974.6
- 15 大学設置審議会・大学基準分科会：医学および歯学部設置基準の改善について（中間報告）：1974.9
- 16 国立6大学長会議（千葉、新潟、金沢、岡山、長崎、熊本）：国立6大学長会議における要望事項について：1974.11
- 17 国立大学協会入試改善調査委員会：国立大学入試改善調査研究報告書：1975.3
- 18 国立大学協会（林健太郎）：大学設置審議会大学基準分科会「医学部及び歯学部設置基準の改善について（中間報告）」に対する意見：1975.7
- 19 大学設置審議会大学基準分科会医学及び歯学教育に関する特別委員会：医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について（中間報告）：1975.7
- 20 大学設置審議会：医学部及び歯学部設置基準の改善について（建議）1975.7
- 21 全国医学部長病院長会議医学部（医科大学）あり方委員会：医学教育の現状とあり方：1975.8

## 52 旭川医科大学附属病院概要

- 1 医学部附属病院開設承認年月日 昭和51年4月1日
- 2 医学部附属病院開院予定年月日 昭和51年10月
- 3 診療科数 17科（全体計画） 16科（昭和51年度）
- 4 診療科目 第1内科・第2内科・第3内科・精神科神経科・小児科・第1外科・第2外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・産科婦人科・放射線科・麻酔科・脳神経外科（昭和52年度設置）・歯科口腔外科
- 5 病床数 600床（全体計画） 320床（昭和51年度）
- 6 中央診療施設
  - (1) 検査部 一般・血液・細菌血清・生化学・心電図・心音図・呼吸機能検査室・内視鏡室等
  - (2) (病理部) 病理組織・細胞診検査室・剖検室・切出接写室等

- (3) 手術部 手術室9室(昭和51年度6室)・回復室・麻酔準備室等
- (4) 放射線部 胸部・骨部・断層・血管・透視撮影室・読影室・シンチカメラ室・甲状腺検査室・化学検査室等
- (5) 材料部 洗滌・作業・滅菌(オートクレーブ4台)・既消毒保管室等
- 7 特殊診療施設 分娩室・未熟児室・理学療法室・輸血室・救急室・人工透析室・重症患者治療室
- 8 中央診療記録室 システムトリープ導入・診療記録はP.O.S.を採用
- 9 薬剤部 薬務・製剤・調剤・試験研究・薬品情報室・薬品庫等
- 10 看護部 病棟・外来・中央診療施設等
- 11 事務局 3部6課制・総務部・業務部・教務部
- 12 病院職員の定員 約700名(全体計画)約400名(昭和51年度)
- 13 医学部附属病院建物 構造 鉄筋 鉄骨コンクリート造,地下1階,地上11階建 建物面積 7,323m<sup>2</sup> 建物延面積 37,059m<sup>2</sup> 竣工 昭和51年9月
- 14 看護婦宿舎建物 構造 鉄筋コンクリート造,地上5階建,エレベーター1基 室数 80室(全室個室キチネット付) 建物面積 736m<sup>2</sup> 建物延面積 2,408m<sup>2</sup> 竣工 昭和51年9月  
現在3階までコンクリート打込み完了

## 53 旭川医科大学附属病院開院記念祝典(式辞・あいさつ・祝辞)

### 1 式 辞

ここに旭川医科大学附属病院の開院記念式典を挙げるに当たり、かくも多数の来賓の方々のご臨席を得ましたことは誠に意義深く感激に堪えないところであります。

顧みますに旭川医大は昭和48年9月に設置されましたが、以来3年の間に学年進行により教育と研究の機構は着々と整備充実されまして、ようよう軌道に乗ってまいりました。一方医科大学の機構の一つとして欠くことの出来ない附属病院もこのほど建物も竣工し、いよいよ来る11月に開院し診療を開始する運びとなりました。これによりまして旭川医大も教育、研究、診療の三つの体制が整い医大本来の使命を果たすことが出来ることになったのであります。

大学病院には、いくつかの果すべき重要な使命がございます。

その第一は申すまでもなく大学病院は地域医療体系の一環として地域の人々の保健、診療に直接たずさわり、医療を通して社会の福祉に貢献する責務があります。殊に旭川医大は道北、道東の医療過疎を解消し、その水準を向上させるために地域社会の切なる要請によって設置されるものでありますから、大学病院は地域医療センターとして患者中心に高度の医療を施し、社会の期待と信頼に応えなければなりません。次に、大学病院は医療を実践する過程で、学生の臨床教育の場として重要な役割を果たさなければなりません。学生はここで外来、中央診療あるいは病床において患者に接しながら医学、医術そして医道の基本を体得し、将来有能な良き医師となる基礎づくりをいたしますのであります。また、大学病院は組織、機構の上から、多様の高度に専門的な機能をもっておりますので各種疾患殊に難病や不明の疾患に遭遇する機会が多く、従ってここから臨床医学の新しい研究が生まれ新しい医療の方法が創造されるのであります。大学病院は門戸を広く開き卒業後の医師の臨床研修ばかりでなく地域の医師や医療関係者の再教育あるいは生涯教育の場ともならなければなりません。

このように大学病院には多くの重要な使命がありますので、その機構や診療内容及びその運営は常にその時代の進歩した医学に即応して勝れた医療機関として他の模範となり、指導的な立場に立たなければなりません。本学附属病院は開院当初において病床、医員、看護婦はじめ医療関係者は



その数の上からは決して充分な診療体制ではなく、また施設、設備、機械類なども最新のものを導入しましたが決して完備しているとは云い難いのであります。しかし、一旦、開院し診療を開始する以上、地域社会に対する責務を果す上からも本学の医員はじめ関係者一同はあらゆる困難を克服して最善を尽し、万全を期して大学病院本来の使命を達成する決意であります。

ここに旭川医科大学附属病院の記念すべき開院式典に際し些か所感を述べ今日まで本学の建設発展のためにご協力とご援助をいただきました関係各位に深く感謝申し上げますと共に今後ともご支援下さいますようお願い申し上げます。

旭川医科大学長 山 田 守 英

## 2 あ い さ つ

道民の熱望によりまして「国立旭川医科大学」が昭和48年9月に開学し、引続き関連施設の建設が進められて参りましたが、このたび待望の附属病院が開院する運びとなり、本日、開院記念祝典が挙行されますことは、誠に喜びにたえないところであり、心からお祝いを申し上げます。

道におきましては、道民の健康を守るため、道政の緊急課題として、保健医療体制の整備、拡充に取り組み、各般の諸施策を推進して参りましたが、その施策の柱ともなる国立医科大学の本道設置を是非とも実現させるため、知事を先頭に強力な誘致運動を展開したのであります。

幸い、国の深い御理解をいただき、さらに、関係者の方々の並々ならぬ御尽力と全道民各位の力強い御支援によりまして、多くの難関を乗り越えながら設置の実現をみたのであります。

さて、開学以来、早くも3年を経たのでありますが、その間、大学におきましては学長を中心に優れた教官陣を擁し、医学の教育にあたると同時に、近代医学の研究に専念される一方、医療技術と診療の実践に当る附属病院の近代的機能整備のため、諸般の準備を進めてこられたのでありまして、大学当局をはじめ、地元旭川市、旭川医科大学設置協力会、さらには、直接諸施設の整備にあたられた地元関係者の皆さんの並々ならぬ御努力に対しまして、深く謝意を表する次第であります。

医科大学が附属病院の開院により、教育、研究、診療の機能を充実し、有為な医学研究者や、医師を育成され、道民の健康保持増進と、疾病の予防、治療など、本道の医療体制の拡充に多大の貢献をされるものと固く信ずるものであります。

附属病院の開院を契機に、大学が今後一層医学の発展と福祉の増進に寄与されますよう心から念願し、お祝いの言葉といたします。

北海道知事 堂 垣 内 尚 弘

## 3 あ い さ つ

北北海道における医療のメッカとして国立旭川医科大学附属病院が本日晴れの開院記念祝典を迎えるにあたり心からお喜び申しあげ地元旭川市長として一言お礼とお祝いのご挨拶を申し上げます。

始めに本日のこの喜びの日を迎えるまでの間深いご理解とご協力ご努力を賜りました山田守英学長先生、大学ご当局の皆様をはじめ五十嵐前旭川市長ら関係各方面の方々並びに多大なご協力とご支援を頂きました市民及び道民の皆様にご心から感謝申し上げる次第であります。

特に開学の当時は勿論のこと今日の附属病院開院にむけて筆舌に尽しがたいご指導ご尽力を賜りこの喜びの日をみることなくご他界されました元北海道大学長杉野目晴貞先生と前旭川医科大学誘致促進期成会長であられた故盛永要先生の両先生に対しここに謹んでご報告申し上げ改めてご冥福をお祈りし深く感謝申し上げます。

このように多くの方々のご理解とご協力により開院いたしました国立旭川医科大学附属病院は地域住民の生命を守り健康を高め医療の拠点として多大な貢献が期待されております。

永い間、医療の過疎地帯ともいえるこの北北海道において深刻な医師不足を解消し地域医療を充

実するために国立医科大学の果た役割に期待する私共地域住民の願いは、まさに切実なものがありまして、その中核となる本附属病院の開院を一日千秋の思いで待ち望んできたところであります。

昭和48年9月開学を祝った当時、いまだ樹々や草花の茂る原野であったこの神楽岡の丘陵地に今この素晴らしい白亜の殿堂が立ち並んでいるのを目のあたりにしてその感激は誠に深いものがあります。

どうかこの私共の願いに今後一層本学が益々充実せんことをお願い申し上げる次第であります。

当面本病院は病床数320床でスタートするわけではありますが早急に当初の予定どおり総病床数を600床に整備され、それに見合った要員や施設の整備をされるなど本附属病院の充実は勿論であります。同時に大学院を早急に設置されますよう期待する次第であります。更にこの医学部を核として歯学部、薬学部を増設するほか医療技術短期大学の併設、寒地医学研究所の新設等を積極的にご推進いただきまして地域医療の総合センターとしての機能を一層充実強化し、地域住民の福祉並びに健康の増進に貢献いただきたいと存ずる次第であります。

申しあげるまでもなく、長い人類の歩みのなかで人々が幸せに暮らせるようその英知を結集して文明をひろげてきたわけではありますがそのすべては人間の生命を育み健康を高めるという原点に立つものであります。その根幹となる医療の拠点としての本附属病院の果たすべき役割はきわめて高かつ重要であります。

本日、その第一歩があゆみ出す晴れの開院祝典に際しまして地域住民ともども心からお喜び申し上げ一言お礼とお祝いのごあいさつといたします。

旭川市長 松 本 勇

#### 4 あいさつ

一言ごあいさつを申し上げます。

530万道民の願望でありました旭川医科大学が開学されましたから早くも4年の歳月を経過し、今や名実ともに機能の充実をみましたことは、誠に喜びにたえません。

学長先生をはじめとし、諸先生方の高邁な建学精神のもとに、人命尊重を基本とした論理を身につけた立派な医師、医学研究者が、数多く育てられることを期待いたしますとともに卒業生諸氏が北海道の地に定着して、道民の生涯健康の推進、医療水準の向上、ひいては文化、経済、福祉社会の向上に寄与する地域に密着したユニークな医科大学として発展されますよう願いたします。

顧みますと、本協会が旭川医科大学の早期開校の実現を図るため、昭和47年10月発足以来、道内外各界各層の方々から格別のご支援、ご協力を賜り、大学開学に必要な仮校舎の整備、実習及び研究用機械器具並びに図書を整備を行う他、教職員宿舎建設用地の買収、宿舎の建設貸与など、大学の運営に寄与することができましたことは、感激一入のものがあります。ここにあらためてご支援、ご協力を賜りました関係各位に対し心から感謝申し上げます。

大学の諸施設も完備し、ここに附属病院開院の喜びを共にいたします本日の祝典を衷心よりお祝い申し上げ、ごあいさつといたします。

財団法人国立旭川医科大学設置協会  
会長 今 井 道 雄

#### 5 祝 辞

本日ここに旭川医科大学附属病院が開院されるにあたり、一言お祝いの言葉を述べる機会を得ましたことは、私のもっとも光栄とするところであります。

私事に亘りますが、私がこの春、北大附属病院にしばらく入院しておりました際、ある日婦長さんにつれられて、何人かの看護婦さんがあいさつに見えました。この方々は、旭川医大附属病院が開院される迄の間、とりあえず、北大で待機しているということで来られたのだというお話をうか

がいましたが、この方々に限らず、この日の開院をまちわびておられた方々にとって、今日はどんなに嬉しい日でございますか。推察に余りあるところでございまして、心からお喜び申し上げる次第であります。

又、私共北大関係者にとりまして、旭川医大の設置に関しましては、その当初から北大として何かと御協力申し上げて参ったわけでございますので、本日の栄ある開院式に列席させていただくのは、何より喜ばしいことでございます。

近時、医学教育拡充の必要がさげばれ、医科大学の増設振りには目ざましいものがあります。貴学はその第一陣としてすでに3年前に開学され、研究、教育の上にユニークな工夫を重ねて今日に至っておられます。その斬新な学風は、今後の医学教育の上に、大きな反響を呼び起すでありましょう。

貴学がここまで順調に成長して来られたのは、創設以来の山田学長、黒田病院長はじめ教職員各位の熱意と、文部当局をはじめ、北海道、旭川市、旭川医大設置協力会など関係各位の絶大な御支援の賜でありまして、ここに心からの敬意を表する次第であります。

おわりに、貴学の今後一層の御発展をいのり、且つ今後共相たずさえて、学問の進歩発展のために努力して参りたいと存じますことを申し述べて、このお祝いのごとを結ばさせていただきます。

北海道大学長 今 村 成 和

#### 54 関連教育病院における臨床実習カリキュラム（市立旭川病院）

項 目	市 立 旭 川 病 院 の 概 況
1 関連教育病院が構想する教育上の特色	1 一般総合病院における日常診療の実態をは握させ、特に地域医療との関連について学ぶ。 2 日常よく遭遇する一般的な病気に対応できる基礎的な技能と経験を積む。 3 大学附属病院では経験されがたい法定伝染病、救急医療の実際等について認識を深める。 4 診療各科の連携及び他の医療従事者との連携のもとに医療を行うことを学ぶ。
2 臨床実習上の具体的事項	
(1) 大学との関連における実習計画	臨床実習カリキュラム委員会において協議し、その内容に基づき市立病院独自の实習計画を立て行っている。大学側と特別に設定したテーマによる実習は行っていない。
(2) 受入れ学生数（配属科と配属学生数）	臨床実習科は内科、小児科、皮フ科（以上内科系）、外科、胸部外科、整形外科、放射線科（以上外科系）の7科である。学生数は1グループ3人以内として2グループを受入れ各科に配属している。
(3) 実習期間	カリキュラムによる実習期間は1月9日～11月25日までの、32週間を市立病院で行うが、学生自体が行う実習期間は、2週間で内科系1週間、外科系1週間である。

項 目	市 立 旭 川 病 院 の 概 況
(4) 指導医と指導方法	<p>実習科においては、医師全員が指導に当たるが、実習の最終責任はその科の長が負う。指導に当たっては、グループ方式及びマンツーマン方式で行っている。</p> <p>具体的には患者診療への参加、症例の説明、病歴採取、各科カンファランスへの参加、指導医と実習学生による質議等を行っている。</p>
(5) 実習心得  (6) 診療協力者（パラメディカル）の協力体制  (7) 救急（時間外）実習と宿直計画  (8) 学生用控室、学生用検査室、図書、雇員	<p>病院内における行動は、指導医の指導監督のもとで行動し病院のきまりを守ることを心得の中心として、患者への接し方、職員との融和、施設の利用方法、実習時の服装等に主眼を置いて、実習開始前に全学生に対して説明している。</p> <p>学生の臨床実習に対しては特定の部門のみが対応するというのではなく、病院全体が協力するという姿勢であり、現在は非常にスムーズにしている。特に院内協力体制を確立するため「関連教育病院臨床実習連絡会議」を設けている。</p> <p>現カリキュラムにおいては時間外における救急実習と宿直計画はないが、実際には術後管理で指導医が必要と認めた場合は、宿泊実習させている。また、時間内における救急患者発生の場合は、他の実習項目に優先して参加させている。</p> <p>実習学生用として、病院は学生控室、視聴覚室及びカンファランス室を設置している。学生控室には机、イス、ロッカー、ソファベッドをそなえている。視聴覚室にはビデオテレビ装置、スライド装置を備えた。図書室は学生に開放し司書がその管理を行う。また、臨床実習を実施するために診療能率が低下する部分を補うためと、適切な教材、資料を作製するために必要な部門の職員を補充した。</p> <p>(1) 医師 2人 (2) 看護婦 2人 (3) パラメディカル 2人 (4) 病歴管理 1人 (6) 写真標本作成 1人 (6) 教務 2人（事務職員兼務）</p>
3 学生の出欠席と提出レポート (1) 出欠簿 (2) 記録記載上の注意 (3) 各種レポート	<p>学生の出欠については、大学側で作成した「市立旭川病院臨床実習履修者名簿」を使用し病院独自のものは作成していない。</p> <p>また、レポートの提出は科によっては行っているが、全体としては現在のところ義務づけていないが、病院実習全般を通じての感想等を提出させている。</p>
4 臨床実習評価法と評価表	<p>大学側から示されている「市立旭川病院臨床実習基本チェックリスト」により実施している。評価は、各科の科長がA B C Dの4段階方式をとり、実習全般を通じ判断し記入している。</p>
5 指導医の名称	<p>病院内においては特別の名称を附与していない。理由は、実習関係科の医師全員が臨床実習に当たる体制であるため。</p>
6 大学医学部（医科大学）との運営連絡協議会に関する協定	<p>昭和49年2月28日「旭川医科大学学生の臨床医学教育に市立旭川病院が協力することに関する協定書」第3に基づき、運営協議会を設けている。</p> <p>運営協議会に関する運営は、「旭川医科大学関連教育病院運営協議会要項」によって行われる。</p>

## 関連教育病院臨床実習連絡会議要綱

### (目的)

第1条 この会議は、旭川医科大学学生の臨床医学教育に伴う市立旭川病院における臨床実習に関し、院内相互の密接な連携と連絡調整を図り、実習の円滑な推進を期することを目的とする。

### (審議事項)

第2条 この会議は、次の事項を審議する。

- 1 実習に関連して必要と認められる各部門への周知事項及び協力依頼事項
- 2 実習に関連しての各部門間の連絡調整事項
- 3 実習に関連し、各部門の業務遂行に支障をきたしたときの連絡調整
- 4 その他実習に関連して連絡調整が必要と認められる事項

### (組織)

第3条 この会議は事務室次長、庶務課長、医事課長、薬剤科薬剤師長、中央放射線科技師長、中央検査科技術長、看護科総婦長のほか、関係各診療科指導医の代表並びに柴田副院長をもって構成する。

- 2 議長は柴田副院長をもってこれに充て、議長は会議を総括する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 この会議は議長が必要と認めたとき、その都度議長が招集する。

### (事務局)

第5条 この会議の事務局は、庶務課主査とする。

(昭和52年12月7日から施行)

## 55 御遺体提供に対する協力のお願ひ(御遺体提供について特に尽力をお願いする理由)

医学と歯学の大学で行われる専門教育は、人体の形と構造を学ぶことから始まるといっても過言ではありません。それは、医学や歯学の学問・技術を習得し、専門家として診療、研究、教育に従事するには、何よりも先ず人体の形や構造に関する十分な知識が必要だからです。それを教えるのが解剖学です。従って解剖学は医学や歯学のいちばん基礎になる学問といえることができます。解剖学は医学の中でも最も古い歴史を持っていますから、その教育方法は長い間に十分吟味され、工夫されて来たのは申すまでもありません。このようにして到達した最も理想的な教育方法と考えられているのが解剖実習中心の解剖学教育です。欧米でもすぐれた研究と教育を行っている大学では、申し合わせたように充実した解剖実習が行われています。

解剖実習というのは、学生が参考書を読みながら一定の順序に従って全身を解剖し、人体の形と構造を調べる学習方法をいいます。解剖実習が長い日数を要するのはこの点からもおわかりいただけるかと思えます。

ところで、このような実習に用いる解剖体ですが、文部省の教育基準によれば、一か年につき医科大学では1学年学生数の半数以上、歯科大学では4分の1以上が必要ということになっています。旭川医科大学の1学年当たりの学生数は医学部100名ですから、この基準に従うなら、毎年少なくとも50体は必要ということになります。しかし、旭川医科大学開学(昭和48年9月29日)以来の収集体数は年平均23体で、基準数を遙かに下回っています。しかもこの実績は、各種施設、社会福祉事務所その他の地方公共団体関係当局、更に個人病院等で、その衝に当たられている多くの方々の御理解ある御協力により漸く保たれているのが実情です。

関係者各位におかれましては、どうか医学の基礎となる解剖学教育の重要性を御理解の上、御繁忙の所誠に恐縮に存じますが、今後とも一層の御協力を切にお願い申し上げます。

### 篤志遺体の寄贈運動について

前記のように亡くなられたあとで御通知いただく御遺体のほかに、昭和30年頃から御生前に御遺体の寄贈をお約束くださる方が現れはじめました。現在ではそれらの方々が全国各地で大学に所属する篤志家の団体を作っておられ、そのような方々が昭和51年3月31日現在の総数16,923名（うち寄贈遺体2,978体）に達しています。旭川医科大学にも白菊会支部があり、旭川医科大学へ献体を申し出られた方は147名（昭和52年7月20日現在）で、既に10名の方の御遺体を寄贈していただきました。旭川医科大学は設置されてからまだ日が浅いため、解剖実習遺体総数に占める篤志家の方々の割合はあまり多くありませんが、東京大学では、数年来6～7割以上が篤志家の寄贈遺体で占められ、その割合は年と共に増加しております。

このような篤志家の出現は、先進国といわれる国々に共通する傾向ですが、これによって今まで困りぬいていた遺体不足が一挙に解決した例も少なくありません。そればかりではなく、医学・歯学の教育の基礎となる解剖学教育の重要性を御理解くださって、何の交換条件もなく、御自分から提供を約束された方々の御遺体を解剖実習の教材に使わせていただけることは、医学や歯学を学ぶ学生の教育に計り知れない良い影響を与えています。

もし何かの機会にそのようなお気持ちをお持ちの方にお会いになられましたら、どうか下記あてに資料を御請求くださるようお伝えいただきたくお願い申し上げます。

〒078-11 旭川市神楽町神楽岡3-11

旭川医科大学解剖学第一講座

〔電話 0166(65)2111 内線2300, 2303〕

### 御遺体提供に対する協力のお願い

大学が御遺体を必要とする理由は前に述べさせていただきましたが、下記のような御遺体がありました場合は、できるだけ速やかに旭川医科大学あて御一報いただきたくお願い申し上げます。

#### 対象となる御遺体

- 1 本人あるいは遺族が解剖を承諾された御遺体
- 2 引取人のない御遺体

巻末に収録してあります関係法規を御覧いただければおわかりになりますように、いずれの場合も大学は法律によって御遺体の入手を認められております。しかし第2号に該当するものは、あとで身元が判明し、引き取り希望が出た場合は、速やかにお返しいたします。

#### 連絡先

旭川医科大学総務部庶務課庶務係〔〒078-11旭川市神楽町神楽岡3-11（電話0166(65)2111内線2114）又は解剖学第一講座（電話 内線2300, 2303）に御連絡くだされば、勤務時間内はもとより、時間外、休・祝祭日のいずれの場合でも直ちに遺体運搬専用車で参上いたします。

休・祝祭日及び時間外は、上記代表電話にお電話ください。

#### 運搬についての注意

御遺体の運搬に必要な経費はすべて大学が負担いたします。棺なども大学で用意いたしますので御承知ください。

#### 必要書類

- 1 遺族又はそれに代わる身柄引受人がある場合
    - (1) 解剖に関する遺族の承諾書（用紙は大学で用意）〔見本Ⅰ・Ⅱ〕……………1通
    - (2) 死亡診断書（医師が発行）  
大学保存用（大学で用意いたします。）……………1通
- 死亡届用  
本籍地の市町村に届け出る場合……………1通

- 本籍地以外の市町村に届け出る場合…………… 2 通
- (3) 埋火葬許可証(市町村長発行)…………… 1 通
- 火葬は、解剖終了後、大学が旭川市旭川火葬場で行いますので、御遺体の受領の際には火葬の日時をはっきり決めることができません。それで埋火葬許可証に火葬日時が記入してありますとあとで不都合が起きます。埋火葬許可証発行の際、火葬日時を記入しないことで問題が起るようでしたら、その説明は大学がいたします。
- 2 身元不明又は引取人のない場合
- (1) 解剖用死体交付証明書……………〔見本Ⅲ〕…………… 1 通
- これは死亡地(又は施設や病院に入られる前に居住しておられた土地)の市町村長から発行されるものです。御遺体受領の際申請書(見本Ⅳ)を当方から持参し、当該役所で受領いたします。この手続きは当方がいたしますが、施設や病院で亡くなられた方の入園(荘)ないし入院前の居住地が死亡地以外の場合は、御遺体の提供を連絡くださる時そのことを御通知いただけますと大変好都合です。
- (2) 死亡診断書
- 上記1.(2)を御覧ください。

#### 遺骨の返納・祭祀料・慰霊祭

解剖終了後、旭川市旭川火葬場で火葬された遺骨は、あらかじめこちらから御遺族又は関係者の方に遺骨返納についての御希望を伺っておき、御希望にそった方法でお返しいたします〔見本Ⅴ〕。

大学としてはできるだけ早く返納するように努めますが、お返しするまでに普通1年又はそれ以上かかりますことをはじめに御了承いただかなければなりません。それは、解剖実習(後期)の時期が定まっていること、学生が丁寧に解剖しながら全身を勉強するにはどうしても半年近くの日数が必要なこと、遺体の提供は変動が大きく、しかも全く予測がつかないため、実習用の遺体は、少なくとも1年分は前もって用意しておく必要があることなどが主な理由です。しかし、やむを得ぬ場合は、御希望にそうすることができるように解剖させていただきますからお申し出ください。

また仏事などのため、遺髪、遺爪が御入用の場合は、差し上げることができますのでお申し付けください。これで遺骨の返納を少しでも御猶予いただけますのでしたら、大学としては大変有難いことです。

引受人のない遺骨は、旭川医科大学納骨堂(旭川市近文墓地内)に納めて供養させていただきます。

大学は御遺体を提供された際に、御遺族や関係者の方々に心ばかりの祭祀料を差し上げております。

大学では毎年1回、教職員、学生が多数参列して合同慰霊祭(大法要)を行い、解剖実習や病理解剖に御遺体を提供され、医学の発展の礎石となられた方々の霊を御遺族と共に慰めたいしております。

以下に関係書類の見本、関係公文書、法規を収録いたしましたので、御一読の上、何卒格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 56 解剖学実習用死体数

区 分	解 剖 学 実 習 用 死 体			病 理 解 剖		
	収集数	使用数	学生一人当たり平均数	死亡数	解剖数	剖 検 率
開 設 時	0					
48 年 度	7	0				
49 年 度	28	17	0.19			
50 年 度	28	25	0.26			
51 年 度	29	25	0.25	15	5	33
52 年 度	29	25	0.25	80	42	52.5
計	121	92	0.24	95	47	49.5

## 57 看護要員募集のためにとった措置

### 1 昭和51年度の状況

#### (1) 募集広告の掲載

次の雑誌に募集広告を掲載した。

看護技術 臨時増刊号(メディカルフレンド社) 年4回, 看護学雑誌(医学書院) 年12回, 助産婦学雑誌(医学書院) 年12回

#### (2) キャンペーン

昭和51年12月初旬に次の地域で実施した。

札幌市, 江別市, 小樽市, 苫小牧市, 伊達市, 旭川市, 紋別市, 釧路市, 帯広市,

#### (3) 職員募集要項の送付

道内の看護学校, 助産婦学校に送付

### 2 昭和52年度の状況

#### (1) 募集広告の掲載

##### a 次の雑誌に募集広告を掲載した。

看護技術 臨時増刊号(メディカルフレンド社) 年4回, 看護学雑誌(医学書院) 年12回, 助産婦学雑誌(医学書院) 年12回

##### b 次の新聞に募集広告を掲載した。

北海道新聞 1回, 毎日新聞 1回

#### (2) 職員募集要項の送付

51年度と同じ。



看護要員採用状況 53. 4. 1 現在

出身内訳		年 度				計	備 考
		50	51	52	53		
新	国 立 看護（助産婦）学校		10	17	11	38	
	道 立 〃		50	46	32	128	
	公 立 〃		4	7	4	15	
	私立（法人を含む）〃		13	2	5	20	
卒	小 計		77	72	52	201	
経	国 立 病 院	4	9	4	1	18	
	道 立 〃		3	1	0	4	
	公 立 〃	1	16	3	10	30	
	私 立（法人を含む）〃	0	9	1	6	16	
	厚生連・日赤・労災 〃	2	11	4	5	22	
	そ の 他	1	14	0	8	23	
験	小 計	8	62	13	30	113	
合 計		8	139 うち道 外11名	85 うち道 外4名	82 うち道 外5名	314 うち道 外20名	

病床及び看護要員の年度別整備状況

区 分		50年度	51 年 度		52年度	53年度	備 考
病 床	増分		320		120	160	
	累計		320		440	600	
看 護 要 員	定員	増分	10	4月85	10月60	55	74
		累計	10	95	155	210	284
	暫定定数		36	0	20	13	
	現 員	8	101	139	228	293	

## 58 旭川医科大学建物面積等

棟 名 称	構造・階数	建面積	延面積	年次別竣工面積	主 要 室 等
本 部 管 理 棟	R 2	1,098	2,117	昭50.6 1,281㎡ 昭53.3 836㎡	学長室, 副学長室, 局長室, 会議室, 事務室
講 義 実 習 棟	S R 4	3,014	6,689	昭49.3	一般教育等教官室, 研究室, 講義室, 実験室, 実習室
基礎臨床研究棟	S R 8	1,525	13,846	昭51.7 13,090㎡ 昭53.3 756㎡	専門教育教官室, 研究室, 実験室, カンファレンスルーム
臨 床 講 義 棟	R 1	1,343	1,425	昭51.5	講義室
附 属 図 書 館	R 2	847	1,737	昭53.1	閲覧室, 視聴覚室, 印刷複写室, 館長室, 事務室
附 属 病 院	S R 12-1	7,876	40,462	昭51.9 36,255㎡ 昭52.1 535㎡ 昭52.11 3,672㎡	玄関棟, 外来診療棟, 中央診療棟, 病棟, 高エネルギー施設
附属動物実験施設	R 3	339	1,800	昭50.8 1,200㎡ 昭53.9 600㎡	動物飼育室, 検疫室, 検査・観察室, 消毒洗浄室, X線室, 実験室, ビニールアイソレーター室, 犬舎
中 央 研 究 棟	R 3	487	1,461	昭49.3	研究室, 電子顕微鏡室, 低温室, 恒温室, 超遠心機室, X線室, 組織培養室, 電算機室
R・I研究施設	R 2	406	901	昭50.8	R・I照射室, R・I貯蔵室, 動物飼育室, 組織培養室, 低温室, 実験室, 遠心機室, 分析機器室
福利厚生施設	R 2	1,128	1,849	昭49.8	セミナー室, 談話コーナー, 食堂, 売店, 理髪店, 喫茶店
中 央 機 械 室	R 2	1,941	2,587	昭51.5 2,003㎡ 昭53.2 584㎡	電気室, 電話機械室, 電話交換室, コントロール室, ボイラー室, ポンプ室, 車庫
廃液処理施設	R 2	424	448	昭51.9	廃液処理室, 焼却炉室
体 育 館	S 1	1,082	1,082	昭49.8	競技場, ロッカー室, シャワー室, 教官室, 器具庫
屋外運動場	R 1	158	158	昭53.3	器具庫, ミーティングルーム, シャワー室, 洗濯室
体育管理施設	R 1	158	158	昭53.3	器具庫, ミーティングルーム, シャワー室, 洗濯室
看護婦宿舎	R 5	1,422	5,709	昭51.7 2,557㎡ 昭52.3 1,504㎡ 昭53.3 1,648㎡	190室(個室) 収容定員190人
計		23,090	82,271		

## 屋外運動場施設

陸上競技場	400mトラック, サッカー場, ラグビー場	竣工 昭51.3
野 球 場	左右90m扇形	// 昭52.3
テニスコート	5面(うち全天候コート1面)	// 昭52.3

59 旭川医科大学定員表（全体計画と年次別措置）

年度 区分	職種 区分		教 官												医 療 職			そ の 他			合 計	備 考	
	学 長	副 学 長	講 座				一 般 教 育			附 属 病 院					小 計	医 ( )	医 ( )	計	教務 職員	そ の 他			計
			教 授	助 教 授	助 手	計	教 授	助 教 授	計	教 授	助 教 授	講 師	助 手	計									
全体計画	1	2	30	30	76	139	6	6	12	2	3	34	55	94	245	61	297	358	9	309	318	921	
48年度	1		8	8	8	25	5	5	10						35					40	40	75	
増員数		2	7	7	25	41	1	1	2						43				3	47	50	93	
49年度 (定削等)	1	2	15	15	33	66	6	6	12						78				3	87	90	168	
増員数			7	7	20	34									34	4	10	14	3	66	69	117	
50年度 (定削等)	1	2	22	22	53	100	6	6	12						112	4	10	14	6	153	159	285	
増員数			6	6	13	25	1	▲1	/	2	3	28	8	41	66	31	145	176	3	80	83	325	
51年度 (定削等)	1	2	28	28	66	125	7	5	12	2	3	28	8	41	178	35	155	190	9	233	242	610	
増員数			2	2	8	12						4	8	12	24	17	55	72		37	37	133	
52年度 (定削等)	1	2	30	30	74	137	7	5	12	2	3	32	16	53	202	52	210	262	9	270	279	743	
増員数					1	2	3					1	23	24	27	8	74	82		23	23	132	
53年度 (定削等)	1	2	30	31	76	140	7	5	12	2	3	33	39	77	229	60	284	344	9	293	302	875	
(定削等計)																				(△12)	(△12)	(△12)	